

2023

JA日立市多賀の現況

JA HITACHI CITY TAGA REPORT



 **日立市多賀農業協同組合**
Hitachi City Taga Agricultural Cooperatives

J A 綱 領

－ わたしたち J A のめざすもの －

わたしたち JA の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。

そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

目 次

基礎資料編	3
ごあいさつ	4
経営理念	5
経営方針	5
経営管理体制	5
事業の概況（令和4年度）	6
事業活動のトピックス（令和4年度）	7
農業振興活動	7
地域貢献情報	7
リスク管理の状況	8
自己資本の状況	15
系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）	15
事業のご案内	16
JAの概況・組織	21
機構図	21
役員構成	21
組合員数	22
組合員組織の状況	22
地区一覧	22
店舗等のご案内	22
特定信用事業代理業者の状況	22
会計監査人の名称	22
経営資料編	23
決算の状況	24
貸借対照表	24
損益計算書	26
注記表	28
剰余金処分計算書	48
部門別損益計算書	49
損益の状況	51
最近の5事業年度の主要な経営指標	51
利益総括表	51
資金運用収支の内訳	52
受取・支払利息の増減額	52
経営諸指標	53
利益率	53
貯貸率・貯証率	53
職員一人当たり及び一店舗当たりの指標	53
各事業の実績	54
信用事業	54
共済事業	62
購買事業	62
販売事業	63
葬祭事業	63

目 次

農業事業	63
宅地等供給事業	64
介護事業	64
指導事業	64
自己資本の充実の状況編	65
自己資本の構成に関する事項	66
自己資本の充実度に関する事項	68
信用リスクに関する事項	70
信用リスク削減手法に関する事項	74
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	76
証券化エクスポージャーに関する事項	76
出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	77
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	78
金利リスクに関する事項	79
連結情報編	81
グループの概況	82
グループの事業系統図	82
子会社等の状況	82
連結事業概況（令和4年度）	82
最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	82
連結貸借対照表	84
連結損益計算書	86
連結注記表	88
連結剰余金計算書	108
農協法に基づく開示債権	108
連結事業年度の事業別経常収益等	109
連結自己資本の充実の状況	110
自己資本の構成に関する事項	112
自己資本の充実度に関する事項	114
信用リスクに関する事項	116
信用リスク削減手法に関する事項	120
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	121
証券化エクスポージャーに関する事項	121
オペレーショナル・リスクに関する事項	121
出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	122
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	122
金利リスクに関する事項	123
財務諸表の正確性等にかかる確認	124
会計監査人の監査	124
法定開示項目掲載ページ一覧	125

基礎資料編

ごあいさつ

組合員・利用者の皆様方には、日頃より格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

JA日立市多賀は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、経営方針、事業内容、最近の業績等について、できるだけ分かり易くまとめたディスクロージャー誌「2023JA日立市多賀の現況」を作成いたしました。

皆様が当JAの事業をさらにご利用いただくための参考資料として、ご高覧いただければ幸いです。

今後とも、組合員・利用者の皆様の地位向上と経営安定のため全力を尽くす所存ですので、ご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和5年5月

日立市多賀農業協同組合

代表理事組合長 和知 裕一

経営理念

JA 日立市多賀は、「限りなく奉仕をしよう」を基本理念として

1. 地域環境を大切にした農業振興対策に努めます
2. 多様化する組合員・利用者のニーズに対応できる JA を目指します
3. 経営の合理化・効率化の徹底に努めます

経営方針

地域農業の発展の中に当組合の発展の源泉があります

JA は日常生活のあらゆる場面に密着した事業を営んでいます。各種商品やサービスが多様化・高度化するなかで、利用者のニーズは安全、安心でかつ健康志向になってきており、またゆとりを重視する傾向が見られます。当 JA は、JA が提供するサービスの質を高め、組合員と消費者のニーズに応えた、真心のこもった商品・サービスの提供に努めます。

また、協同活動の強化により、組織基盤の拡充と地域の共生を進めます。あわせて、経営の強化に向け、法令遵守（コンプライアンス）、経営健全化に向けた取り組みと組合員・利用者・地域住民の負託に応えることを軸とした JA 改革に取り組みます。

◇ 基本目標

基本理念の実現のためとるべき方針として

1. 経営の健全化・高度化・経営管理（体制の強化）
2. 法令遵守（コンプライアンス）の徹底
3. 社会的責務を果たすべく地域に密着した各事業の展開とサービス強化

◇ 自己資本（新 BIS 基準適用）

当 JA は、金融機関として組合員・利用者から選ばれるためには、他金融機関と比べ商品力・サービスの善し悪しもさることながら、健全な経営体であるかどうかは不可欠のものとの認識の下、従来から自己資本の充実に積極的に取り組んでまいりました。

当 JA の令和 5 年 1 月末の自己資本比率は、13.60%となっています。

今後とも、計画的・効率的な設備投資と不良債権の回収・保全対策の実施に取り組み、自己資本の充実を図ります。

◇ 資産の健全性確保

利益準備金や特別積立金など、内部留保の充実による財務基盤の健全性に努め、組合員、地域住民に役立つ JA を目指します。

経営管理体制

当 JA は農業者により組織された協同組合であり、組合員で構成される「総会」の決定事項を踏まえ、総会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

事業の概況 (令和4年度)

経営環境と令和4年度の業況・事業実績・損益状況の概要

令和4年は、ウクライナ情勢、原油の高騰、円安等により、日々物価の上昇が続いています。食料やエネルギー、原材料の国際価格高騰により、国際社会においても、食料安全保障が共通の最重要課題となっています。

地方においては、著しい人口減少や円安、国際的な利上げ等により、JAグループを取り巻く環境は厳しさを増しており、持続可能な組織基盤・事業基盤を確立するためにも、食と農を基軸とした、地域に根ざした協同組合であるJAらしさを発揮しつつ、社会全体の様々な局面での対応が求められています。

また、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の長期化により、国内における外食やインバウンドの需要減少等が農業生産やJAグループの事業にも大きな影響を与えてきました。今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症に留意しつつ、組織・事業運営を継続することが想定されます。

コロナ禍により、食料をはじめとした「自給」の重要性が再認識されるとともに、社会の価値観、行動が変容していく中で、特に人と人が結びついて組織される協同組合として、意思疎通や合意形成をはじめとする組織、事業運営の在り方について、より効果的・効率的な方法を模索する必要があります。

今後も茨城県JA大会で決議された「農業者の所得増大」、「持続可能で安心して暮らせる豊かな地域社会の確立」、「農業、地域・暮らしを支える組織・事業基盤強化」の実現に向けて取り組みを強化し、組合員・地域住民の方々が理解醸成を図れるよう、JAらしい積極的・効果的な情報発信を行ってまいります。

自己改革のゴールは、「JA綱領」の目指す姿であり、今後はさらなる実践により効果を出し、組合員及び地域住民の方々に愛され、JAが地域に欠かせない存在となるよう、さらなる取り組みが必要となるため、令和5年度は、組合員及び地域住民の方々との交流を積極的に行い、皆様のご意見を各事業に反映させ「地域になくてはならないJA」を目指してまいります。

令和4年度決算の概要と主要業務の概況

資産・負債の状況

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業利益	21,747	20,361	44,134	18,164
経常利益	47,818	55,385	67,234	38,018
当期剰余金	21,393	17,424	49,824	27,148
総資産	35,986,962	36,451,098	36,630,344	38,731,080
純資産	1,977,683	2,000,437	2,057,707	2,088,296

主要業務の推移

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貯金	33,239,124	33,729,671	33,755,430	35,827,440
貸出金	10,648,187	11,298,558	11,903,715	12,880,422
長期共済保有高	48,065,455	46,355,596	44,260,930	42,716,488
購買品供給高	55,725	54,735	51,331	50,749
販売品販売高・取扱高	26,809	26,699	26,567	27,739

事業活動のトピックス (令和4年度)

- ・令和4年3月17日 漬け物部会 第4回 通常総会 開催
- ・令和4年3月18日 女性部 第68回 通常総会 開催
いずみの会 第16回 通常総会 開催
- ・令和4年3月28日 フラワーグリーン会 第32回 通常総会 開催
生産者部会 第5回 通常総会 開催
- ・令和4年4月22日 日立市多賀農業協同組合 第74回 通常総会 開催
- ・令和4年6月16日 貸住宅部会 第40回 通常総会 開催
- ・令和4年12月17日 第33回 JA 祭 開催

農業振興活動

当JAは、地域の農業を守るため、耕作放棄地の解消を目指し、農業振興室において、農地の耕作及び農作業受委託事業に取り組んでいます。

また、農産物の販売強化の一環として、出荷者の顔写真付紹介コメントの掲示や毎月第3土曜日に朝市の開催等を実施し、安心かつ新鮮な地場産野菜の提供を行い、農業所得の増大及び新規生産者の増加に努めています。

新規就農者、担い手育成に向けた支援として、令和4年4月より毎月第3火曜日に営農指導講座の開催や、農業者への貸出にかかる資金の提供、支援も行っています。

地域貢献情報

当JAは、組合員・利用者・地域の皆様に満足いただけるよう、きめ細やかなサービスを提供するとともに、地域社会とのふれあいを大切に豊かな社会作りを展開しています。

また、地域の一員としての責任を自覚し、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

今後とも、JAの総合事業を通じて、各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、「限りなく奉仕をしよう」を念頭におき、地域の協同組合として、社会貢献に努めてまいります。

◇ 地域からの資金調達状況

- 農業応援定期貯金
- 子ども食堂応援定期貯金
- 地域応援定期貯金

◇ 文化的・社会的貢献に関する事項

- 年金相談会の開催
- 幼児、小学生を対象とした農業体験学習の実施
- 地域イベントへの参加
- 味噌作り体験教室、手芸教室の開催
- ドライブレコーダー搭載車による見守り活動の実施

リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し融資課と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、リスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

リスク管理の状況

当 JA では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当 JA では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当 JA では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

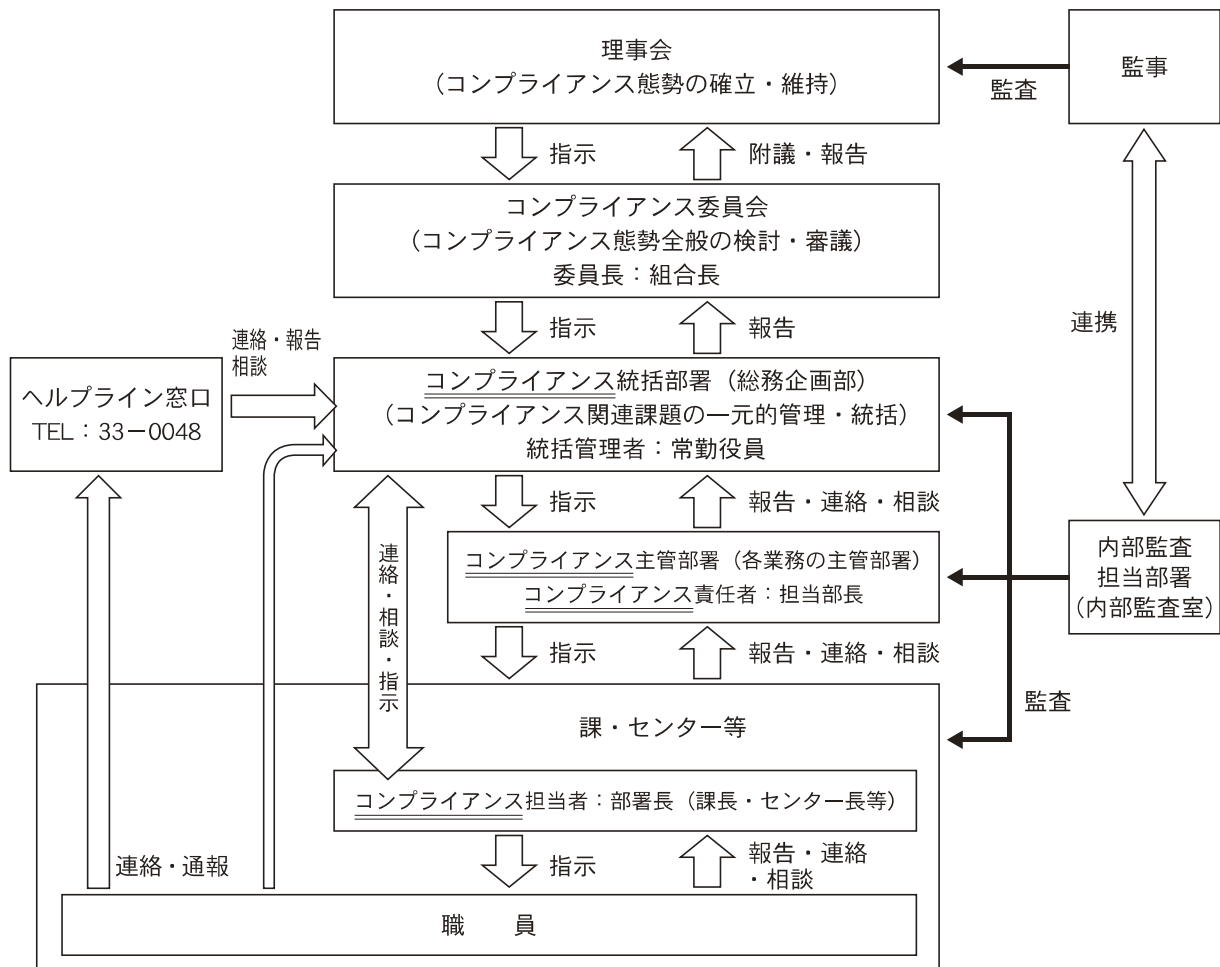
⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当 JA では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「JA 事業継続計画（BCP）」を策定しています。

リスク管理の状況

【リスク管理体制図】



◇ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク管理、反社会的勢力への対応 マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

日立市多賀農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組めます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を守り、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面してい

リスク管理の状況

るリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◇ 法令遵守体制

＜コンプライアンス基本方針＞

JA 日立市多賀は、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。

また、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

【基本方針】

- 当組合は、JAの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズを応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

【コンプライアンス運営態勢】

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門に各業務の主管部署にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

リスク管理の状況

◇ 金融 ADR 体制への対応

① 苦情処理措置の内容

当 JA では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JA バンク相談所や JA 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当 JA の苦情等受付窓口

電 話：0294-33-0048

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時（金融機関の休業日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当 JA では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

◇ 信用事業

東京弁護士会紛争解決センター

電 話：03-3581-0031

受付時間：午前 9 時 30 分～午後 4 時（正午～午後 1 時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

第一東京弁護士会仲裁センター

電 話：03-3595-8588

受付時間：午前 10 時～午後 4 時（正午～午後 1 時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

第二東京弁護士会仲裁センター

電 話：03-3581-2249

受付時間：午前 9 時 30 分～午後 5 時（正午～午後 1 時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

①の窓口または一般社団法人 JA バンク相談所（電話：03-6837-1359・受付時間：午前 9 時～午後 5 時（祝日及び金融機関の休業日を除く））にお申し出ください。

なお、上記弁護士会には、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は一般社団法人 JA バンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合せください。

リスク管理の状況

◇ 共済事業

- (一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話: 03-5368-5757)
<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>
- (一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構
<http://www.jibai-adr.or.jp/>
- (公財) 日弁連交通事故相談センター
<https://n-tacc.or.jp/>
- (公財) 交通事故紛争処理センター
<https://www.jcstad.or.jp/>
- 日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR
<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。か①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ 内部監査体制

当 JA では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JA の本店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇ 業務の適正を確保するための体制

＜内部統制システム基本方針＞

平成 31 年 2 月 1 日 制定
 令和 3 年 3 月 26 日 最終改訂
 日立市多賀農業協同組合

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
 - ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
 - ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
 - ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
 - ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相

リスク管理の状況

談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。

- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当 JA では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和 5 年 1 月末における自己資本比率は、13.60%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 JA の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資金調達額

項 目	内 容
発行主体	日立市多賀農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に参入した額	241,825 千円（前年度 231,639 千円）

当 JA は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 JA が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当 JA の貯金は、JA バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との 2 重のセーフティネットで守られています。

◇ 「JA バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JA バンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JA バンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JA バンクシステム」といいます。

「JA バンクシステム」は、JA バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の 2 つの柱で成り立っています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JA バンクの健全性を確保し、JA 等の経営破綻を未然に防止するための JA バンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々の JA 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国の JA バンクが拠出した「JA バンク支援基金」等を活用し、個々の JA の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JA バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の JA バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

事業のご案内

信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JA バンク」として大きな力を発揮しています。

また、万が一JAの経営基盤が弱くなった場合でも、JA 系統金融は独自の信用事業相互援助制度や貯金保険機構を通じ、貯金者の皆様のご迷惑を最大限回避する仕組みが整っています。

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

□当組合の主な取扱商品

（令和5年4月1日現在）

種 類	特 色	期 間	預入単位等
総合口座	「受け取る・支払う・貯める・借りる」という機能を備えている個人のお客様専用商品です。年金・給与などの自動受取り、公共料金などの自動支払いに便利です。 定期貯金をセットすることで、その90%、300万円まで自動融資が受けられます。	期間と出し入れの自由な口座	1円以上 1円単位 ご融資利率 セットされた定期貯金の利率プラス0.5%
普通貯金	金額に制限なく自由に受入れおよび支払いを反復継続でき、決済サービス機能を有した要求払貯金として一般的な貯金です。	同上	1円以上 1円単位
スーパー定期	あらかじめ預入期間を定め、その期間中は支払いの請求をしないことを約した貯金です。	1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年	1円以上 1円単位
大口定期貯金	大口資金の運用に適した商品です。	同上	10百万円以上 1円単位
定期積金	ご計画にあわせて、毎月一定額を一定期間積み立てていく商品です。	6ヶ月以上 5年以下	1回あたり1千円以上 1円単位

（注）金利はいずれも店頭に表示されています。

ご貯金やご融資などの商品やサービスにつきましては、それぞれの商品やサービス内容についてお問い合わせいただくなど、ご確認のうえご利用ください。

事業のご案内

◇ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

□当組合の主な取扱商品

種 類	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用方法				
			ご利用金額	ご利用期間	返済方法	保証	担保
JA 住宅ローン	・新築・増改築 ・土地の購入 ・他行からの 借換など	・組合員 ・満18歳以上、 満65歳以下 最終返済時満 80歳未満	・50万円以上 1億円以内 (基金協会) ・10万円以上 1億円以内 (協同住宅 ローン)	3年以上 40年以内	・元利均等返済 (固定・変動) ・元金均等返済 (固定)	・基金協会 保証 ・協同住宅 ローン (株)保証	原則有 担保
JA マイカーローン	・自動車・オート バイ等の 購入資金 ・他行からの 借換など	・組合員 ・満18歳以上、 満75歳未満 最終返済時満 81歳未満	・10万円以上 1,000万円以 内	6ヶ月以上 10年以内	・元利均等返済 (固定・変動)	・基金協会 保証 ・三菱UFJ ニコス ・(株)ジャ ックス	不要
JA 多目的ローン	生活に必要と する資金	・組合員 ・満18歳以上、 満75歳未満 最終返済時満 80歳未満	・10万円以上 500万円以 内(基金協会) ・10万円以上 1,000万円以 内(ニコス)	6ヶ月以上 10年以内	・元利均等返済 (固定・変動)	・基金協会 保証 ・三菱UFJ ニコス	不要
JA 教育ローン	入学金・授業 料その他入学 時及び就学に 必要な資金	・組合員 ・満18歳以上、 満65歳未満 最終返済時満 76歳未満	・10万円以上 1,000万円以 内(基金協会 ・ニコス) ・10万円以上 500万円以 内(ジャック ス)	・6ヶ月以上 据置期間を 含め最長15 年(在学期間 +9年) ・6ヶ月以上 16年10ヶ月 以内(ジャッ クス)	・元利均等返済 (固定・変動)	・基金協会 保証 ・三菱UFJ ニコス ・(株)ジャ ックス	不要
農業経営拡大資金	農業施設・機 械・器具、農地 の取得・改良・ 造成、家畜・生 産資材の購入 等	・組合員 ・農事法人組 合・団体	所要額以内	1年以上25年 以内	・元利均等返済 (固定・変動) ・元金均等返済 (固定・変動) ・期日一括返済	・個人保証 ・基金協会 保証	必要に 応じ担 保
農業近代化資金	・農作業所、トラ クター、コン バイン、田 植機などの 農機具 ・その他	・正組合員 ・認定農業者、 認定新規就 業者 ・農業者(個人・ 農業法人等)	・農業者個人 1,800万円以 内 ・団体等 2億円以内	・農機具等 7年以内 ・施設等 15年以内	・元金均等返済 (固定)	・基金協会 保証	基金協 会の判 断によ る

(注) 上記の他にもお客様の要望にお応えできる各種ローンをご用意いたしております。また、ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定・ご返済方法・ご利用限度額・現在のご利用額・金利変動ルール等十分ご留意の上ご利用ください。詳しくは窓口にてご確認ください。

事業のご案内

◇ 為替業務

全国の JA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 JA の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇ その他の業務及びサービス

当 JA では、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、全国の JA での貯金のおし入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

信用事業手数料一覧

(注) 各手数料は、令和 5 年 4 月 1 日現在、消費税 10% が含まれています。

■ 為替手数料一覧

種 類		3 万円未満 (1 件につき)	3 万円以上 (1 件につき)
振込手数料	同一店内あて	110 円	330 円
	系統金融機関あて	220 円	440 円
	他金融機関あて	電信扱	550 円
		文書扱	440 円
送金手数料	系統金融機関あて	440 円	440 円
	他金融機関あて (送金小切手)	660 円	660 円
代金取立手数料	電子交換所取立	1 通につき	880 円
	個別取立	1 通につき	1,100 円
その他諸手数料	送金・振込の組戻料	1 通につき	660 円
	不渡手形返却料	1 通につき	1,100 円
	取立手形組戻料	1 通につき	1,100 円
	取立手形店頭呈示料		
	ただし、1,100 円を超える取立費用を要する場合は、その実費とする。	1 通につき	1,100 円
	離島回金料		無料

■ 貯金関係手数料

項 目	料金基準	金 額	備 考
自己宛小切手発行	1 枚につき	550 円	
手形帳交付	1 冊につき	11,000 円	
小切手帳交付	1 冊につき	11,000 円	
通帳再発行	1 冊につき	1,100 円	盗難・災害による喪失等の場合は、所定の確認により無料
証書再発行	1 枚につき	1,100 円	
キャッシュカード再発行	1 枚につき	1,100 円	窓口発行分
残高証明書発行	1 通につき	220 円	
その他各種証明書発行	1 通につき	220 円	
地公体税金納付取次	1 枚につき	550 円	
取引履歴明細書発行		220 円	
円貨両替手数料	101 枚～	220 円	

事業のご案内

■貸出関係手数料

項 目	料金基準	金 額	備 考
貸出事務手数料			
証書貸付 (JA 統一ローン)	1 件	3,300 円	無担保ローン (小口)
		33,000 円	有担保ローン
証 書・手 形・当 座 貸 越	1 件	3,300 円	貯金担保・共済担保除く
手 形 割 引	1 件	1,100 円	
債 務 保 証	1 件	1,100 円	
返済方法・条件変更手数料			
一部繰上返済 (窓口扱い)	1 回	6,600 円	
一部繰上返済 (IB 扱い)	1 回	無 料	有担保ローン
一部繰上返済 (IB 扱い)	1 回	無 料	無担保ローン (小口) を含む
全額繰上返済			
実 行 か ら 10 年 以 内		11,000 円	
実 行 か ら 10 年 超		6,600 円	
金 利 変 更 手 数 料	1 回	6,600 円	固定金利から変動金利への変更または金利引き下げ等
住宅ローン「とくとく」等の固定金利選択手数料	1 回	6,600 円	借入申込時の固定金利選択については、初回のみ無料
上 記 以 外 の 条 件 変 更	1 回	6,600 円	
証明書発行手数料			
残 高 証 明 書	1 通	550 円	
融 資 見 込 証 明 書	1 通	5,500 円	
住 宅 取 得 控 除 証 明 書	1 通	無 料	

■各主要提携金融機関 ATM ご利用時間帯・ご利用手数料

金融機関名	ご利用手数料		
	平 日 8:45 ~ 18:00	土 曜 9:00 ~ 14:00	平日・土曜日のその他時間帯 及び日曜日・祝日
JA バンク	無 料	無 料	無 料
三菱 UFJ 銀行	無 料	110 円	110 円
セブン銀行	110 円	110 円	220 円
イーネット ATM	110 円	110 円	220 円
ローソン銀行	110 円	110 円	220 円
ゆうちょ銀行	110 円	110 円	220 円
JF マリンバンク	無 料	無 料	無 料
その他 (MICS 提携)	110 円	220 円	220 円

(注) ご利用の金融機関により、手数料が異なる場合がございます。
詳しくはご利用 ATM の掲示等でご確認ください。

■JA ネットバンキング取引手数料

月額手数料	無 料			
振込手数料				
	同一店内	県内系統	県外系統	他金融機関
3 万円未満	無 料	110 円	220 円	220 円
3 万円以上	無 料	220 円	220 円	220 円
為替手数料	無 料			

■未利用口座にかかる管理手数料

2021 年 10 月 1 日以降に開設され、2 年間ご利用のない残高 10,000 円未満の「未利用口座」を対象とする管理手数料

商 品	手 数 料
普通貯金口座 (一般・総合・営農・こども)	年間 1,320 円
貯蓄貯金口座	

事業のご案内

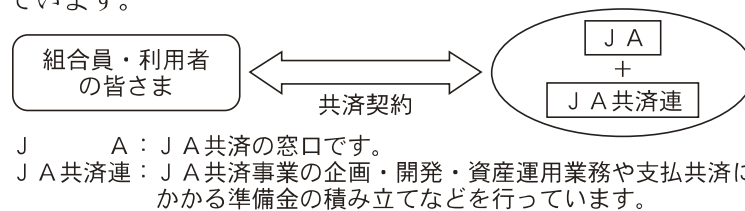
共済事業

◇ JA 共済の仕組み

JA 共済は、JA が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。

事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

平成 17 年 4 月 1 日から、JA と JA 共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JA と JA 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



購買事業

生産資材店舗では、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。

販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農産物をお届けする事業を行っています。また、当 JA 管内において生産された野菜を中心に「地産地消」の取り組みとして、毎月第 3 土曜日に朝市を開催し、消費者に直接、農家が持ち寄った地元でとれた農産物の提供を行っています。

葬祭事業

葬祭事業は、葬祭施設を設置し、多様化する様々な葬儀形態に柔軟に対応し、葬家の気持ちに寄り添ったご葬儀を提案しています。

農業事業

農業事業は、地域農業を支えるため、組合員の農地の耕運作業により農産物出荷をサポートし、農産物の流通拡大に努めています。

宅地等供給事業

宅地等供給事業は、法務・税務相談や土地の有効活用などの資産管理事業により、組合員の暮らしの全般にわたってサポートしています。

介護事業

介護事業は、介護保険のケアプランに基づいて、健全で安らかな老後を送るためのお手伝いをしています。

指導事業

指導事業は、組合員の営農・生活指導はもとより、誰でも気軽に利用できるサービス事業の一環として行っています。

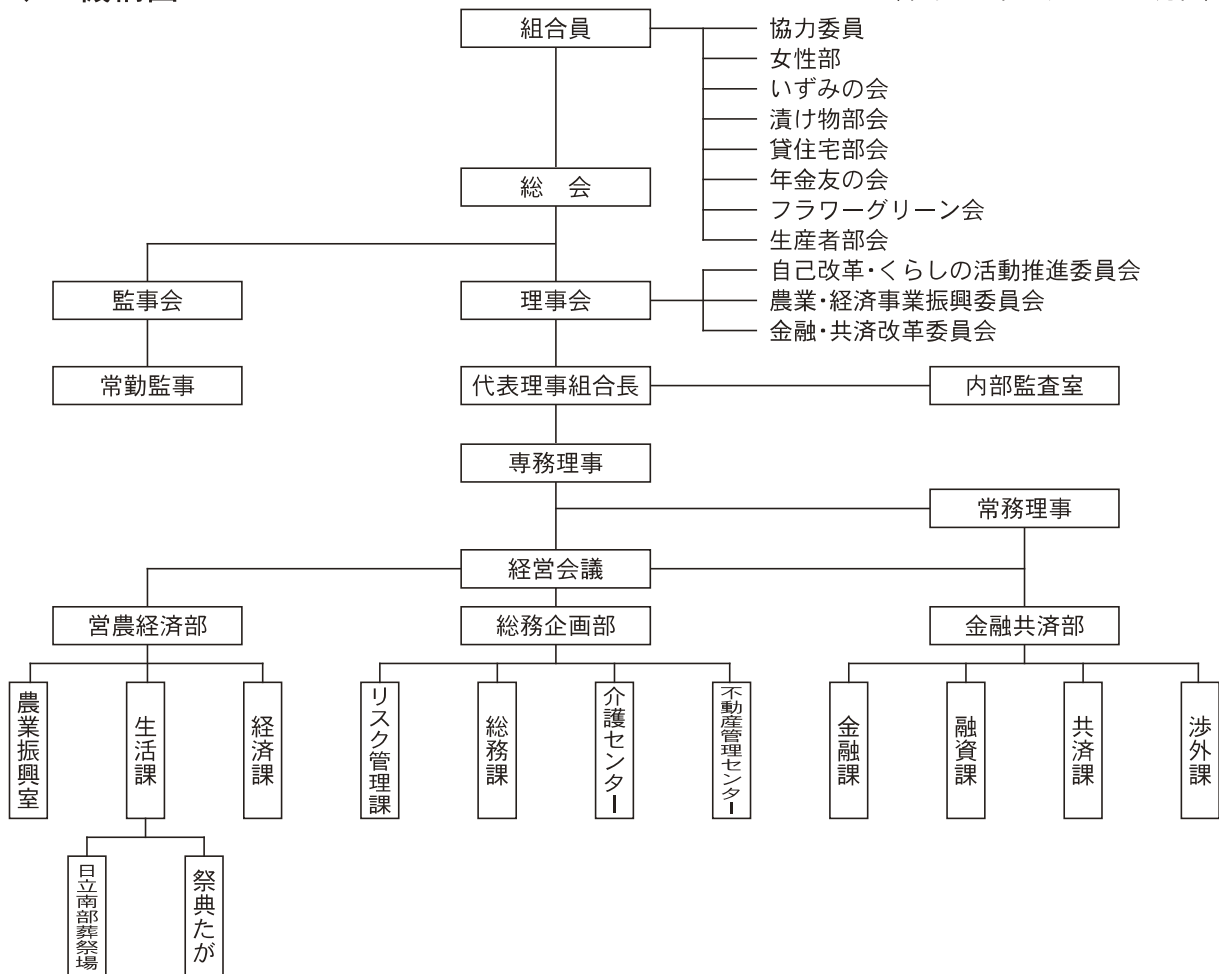
協同会社

法人名	所在地	主要事業内容	設立年月日	資本金(出資金)	当組出資比率
(有)多賀協同サービス	日立市多賀町1-12-10	搬送・霊柩事業	平成10年4月23日	1,000万円	100%

JAの概況・組織

◇ 機構図

(令和5年1月31日現在)



◇ 役員構成

(令和5年1月31日現在)

区分		氏名	摘要
役職名	代表権の有無		
代表理事組合長	有	高橋 秀明	
専務理事	無	瀬谷 好英	
常務理事	無	矢野 健一郎	
理事	無	菊池 一男	
理事	無	岡部 秀夫	
理事	無	澤 畠 英治	
理事	無	山本 芳明	
理事	無	瀬谷 康	
理事	無	鈴木 拓海	
理事	無	橘 道子	
理事	無	塚田 かほる	
常勤監事		大内 新一	
監事		鈴木 弘文	
監事		根目 沢 昭	
監事		益子 淳一	令和4年5月18日付退任

◇ 組合員数

(令和5年1月31日現在) (単位:人・団体)

資格区分			令和 3 年度	令和 4 年度
正組合員数	個人	男 性	625	626
		女 性	199	196
		計	824	822
	法人		1	1
	小 計		825	823
准組合員数	個人	男 性	1,222	1,256
		女 性	893	904
		計	2,115	2,160
	法人または団体		18	18
	小 計		2,133	2,178
組合員総数	個人	男 性	1,847	1,882
		女 性	1,092	1,100
		計	2,939	2,982
	法人または団体		19	19
	合 計		2,958	3,001

◇ 組合員組織の状況

(令和5年1月31日現在) (単位:人)

組 織 名	構 成 員 数
女性部	80
いずみの会	26
漬け物部会	11
貸住宅部会	55
年金友の会	415
フラワーズグリーン会	32
生産者部会	18

当JAの組合員組織を記載しています。

◇ 地区一覧

(令和5年1月31日現在)

日立市東成沢町、成沢町、中成沢町、西成沢町、鮎川町、国分町、諏訪町、桜川町、末広町、多賀町、千石町、大久保町、中丸町、塙山町、金沢町、東金沢町、東多賀町、河原子町、東大沼町、大沼町、台原町、みかの原町、森山町、水木町、大みか町の区域。

◇ 店舗等のご案内

(令和5年1月31日現在)

店舗及び事務所名	住 所	電話番号	ATM設置・稼働状況
本店 (総務企画部/金融共済部/内部監査室)	日立市多賀町1-12-10	0294-33-0048	○
購買店舗 (営農経済部経済課)	日立市多賀町1-12-10	0294-33-0187	
JA祭典たが (営農経済部生活課)	日立市多賀町1-12-10	0294-33-1494	
不動産センター	日立市多賀町1-13-8	0294-38-6789	
介護センターすずらん	日立市多賀町1-13-8	0294-33-1115	
日立南部葬祭場	日立市茂宮町770	0294-54-1494	

◇ 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。(令和5年1月31日現在)

◇ 会計監査人の名称

みのり監査法人 (令和5年1月現在) 所在地 東京都港区芝

経 営 資 料 編

資料編では資産・負債、損益、各事業の実績等に関する事項について、項目ごとにまとめたり、注記を付けたりして理解しやすいようにしております。

なお、金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。

よって、合計が一致しない場合があります。

決算の状況

貸借対照表

資産の部	令和3年度 (令和4年1月31日現在)	令和4年度 (令和5年1月31日現在)
1. 信用事業資産	35,117,745	37,268,492
(1) 現金	87,669	114,835
(2) 預金	22,971,613	24,140,602
系統預金	22,949,977	24,131,143
系統外預金	21,636	9,458
(3) 貸出金	11,903,715	12,880,422
(4) その他の信用事業資産	154,746	132,632
未収収益	134,711	130,772
その他の資産	20,035	1,860
2. 共済事業資産	14	13
(1) その他の共済事業資産	14	13
3. 経済事業資産	18,682	22,727
(1) 経済事業未収金	3,885	5,489
(2) 棚卸資産	14,109	13,213
購買品	4,151	3,826
その他の棚卸資産	9,958	9,387
(3) その他の経済事業資産	687	4,024
4. 雑資産	56,255	57,150
(1) 雑資産	56,255	57,150
5. 固定資産	913,637	866,387
(1) 有形固定資産	912,751	866,198
建物	532,533	498,325
機械装置	20,174	20,174
土地	668,277	653,795
その他の有形固定資産	96,102	97,538
減価償却累計額	▲404,336	▲403,634
(2) 無形固定資産	885	188
その他の無形固定資産	885	188
6. 外部出資	489,044	489,044
(1) 外部出資	489,044	489,044
系統出資	460,134	460,134
系統外出資	18,910	18,910
子会社等出資	10,000	10,000
7. 繰延税金資産	34,964	27,264
資産の部合計	36,630,344	38,731,080

決算の状況

(単位：千円)

負債の部	令和3年度 (令和4年1月31日現在)	令和4年度 (令和5年1月31日現在)
1. 信用事業負債	34,232,146	36,262,430
(1) 貯 金	33,755,430	35,827,440
(2) 借入金	300,000	300,000
(3) その他の信用事業負債	176,716	134,989
未払費用	3,535	4,355
その他の負債	173,181	130,634
2. 共済事業負債	48,174	82,209
(1) 共済資金	15,150	47,834
(2) 未経過共済付加収入	32,963	34,100
(3) 共済未払費用	22	51
(4) その他の共済事業負債	38	223
3. 経済事業負債	11,552	9,969
(1) 経済事業未払金	10,403	8,577
(2) その他の経済事業負債	1,148	1,391
4. 雑 負 債	35,532	31,565
(1) 未払法人税等	11,708	623
(2) その他の負債	23,824	30,942
5. 諸 引 当 金	66,520	77,906
(1) 賞与引当金	3,697	3,303
(2) 退職給付引当金	54,983	64,569
(3) 役員退職慰労引当金	7,839	10,034
6. 再評価にかかる繰延税金負債	178,709	178,701
負 債 の 部 合 計	34,572,636	36,642,783
純 資 産 の 部		
1. 組合員資本	1,591,255	1,621,866
(1) 出資金	231,639	241,825
(2) 利益剰余金	1,360,353	1,382,642
利益準備金	409,556	419,556
その他利益剰余金	950,797	963,086
税効果調整積立金	19,506	27,271
農林年金対策積立金	39,000	39,000
施設等整備積立金	110,000	120,000
特別積立金	696,000	706,000
当期末処分剰余金	86,291	70,814
(うち当期剰余金)	(49,824)	(27,148)
(3) 処分未済持分	▲ 737	▲ 2,601
2. 評価・換算差額金	466,451	466,430
(1) 土地再評価差額金	466,451	466,430
純 資 産 の 部 合 計	2,057,707	2,088,296
負債及び純資産の部合計	36,630,344	38,731,080

決算の状況

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和 3 年度 (令和3年2月1日から令和4年1月31日)			令和 4 年度 (令和4年2月1日から令和5年1月31日)		
1. 事業総利益			375,995			387,148
事業収益		529,453			568,959	
事業費用		153,458			181,810	
(1) 信用事業収益		270,495			260,688	
資金運用収益	264,775			255,021		
(うち預金利息)	(129,494)			(125,144)		
(うち貸出金利息)	(128,016)			(121,904)		
(うちその他受入利息)	(7,264)			(7,972)		
役務取引等収益	4,195			4,340		
その他経常収益	1,524			1,326		
(2) 信用事業費用		36,599			37,814	
資金調達費用	10,179			10,596		
(うち貯金利息)	(9,215)			(8,911)		
(うち給付補填備金繰入)	(4)			(3)		
(うち借入金利息)	(3)			(4)		
(うちその他支払利息)	(956)			(1,677)		
役務取引等費用	2,287			2,272		
その他経常費用	24,132			24,945		
信用事業総利益			233,896			222,874
(3) 共済事業収益		70,272			65,897	
共済付加収入	64,525			61,199		
その他の収益	5,747			4,697		
(4) 共済事業費用		2,105			2,191	
共済推進費	1,162			1,188		
共済保全費	331			348		
その他の費用	611			654		
共済事業総利益			68,167			63,706
(5) 購買事業収益		52,246			49,792	
購買品供給高	51,331			48,970		
購買品手数料	—			318		
その他の収益	915			503		
(6) 購買事業費用		44,121			41,397	
購買品供給原価	43,329			40,669		
購買品供給費	243			151		
その他の費用	548			577		
購買事業総利益			8,124			8,394
(7) 販売事業収益		12,844			14,174	
販売品販売高	10,769			12,130		
販売手数料	1,898			1,875		
その他の収益	175			168		
(8) 販売事業費用		8,367			9,802	
販売品販売原価	8,176			9,597		
その他の費用	191			204		
販売事業総利益			4,477			4,372
(9) 葬祭事業収益		80,907			128,785	
(10) 葬祭事業費用		46,915			72,734	
葬祭事業総利益			33,991			56,051

決算の状況

科 目	令和 3 年度 (令和3年2月1日から令和4年1月31日)			令和 4 年度 (令和4年2月1日から令和5年1月31日)		
(11) 農業事業収益		617			1,095	
(12) 農業事業費用		96			480	
農 業 事 業 総 利 益			520			615
(13) 宅地等供給事業収益		21,261			21,191	
(14) 宅地等供給事業費用		1,341			1,448	
宅 地 等 供 給 事 業 総 利 益			19,920			19,743
(15) 介護事業収益		22,379			29,228	
(16) 介護事業費用		12,003			14,405	
介 護 事 業 総 利 益			10,376			14,822
(17) 指導事業収入		711			820	
(18) 指導事業支出		4,191			4,251	
指 導 事 業 収 支 差 額			▲3,479			▲3,430
2. 事 業 管 理 費			331,860			368,984
(1) 人件費		244,415			268,661	
(2) 業務費		38,084			38,944	
(3) 諸税負担金		13,367			14,153	
(4) 施設費		34,392			45,822	
(5) その他事業管理費		1,599			1,401	
事 業 利 益			44,134			18,164
3. 事 業 外 収 益			29,317			21,388
(1) 受取出資配当金		18,690			14,690	
(2) 賃貸料		5,887			1,442	
(3) 雑収入		4,739			5,255	
4. 事 業 外 費 用			6,217			1,534
(1) 寄付金		30			113	
(2) 賃貸関連費用		4,049			—	
(3) 雑損失		2,138			1,420	
経 常 利 益			67,234			38,018
5. 特 別 利 益			611			246
(1) 一般補助金		—			246	
(2) その他の特別利益		611			—	
6. 特 別 損 失			19,669			2,343
(1) 固定資産処分損		0			2,313	
(2) 減損損失		15,160			30	
(3) その他の特別損失		4,509			—	
税引前当期利益			48,175			35,922
法人税、住民税及び事業税		15,598			623	
過年度法人税等追徴額		—			459	
法人税等調整額		▲17,247			7,691	
法人税等合計額			▲1,648			8,773
当期剰余金			49,824			27,148
前期繰越剰余金			31,814			35,945
税効果調整積立金取崩額			—			7,700
土地再評価差額金取崩額			4,652			21
当期未処分剰余金			86,291			70,814

(注)「事業収益」、「事業費用」は各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去して表示しています。

決算の状況

注記表

令和3年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 子会社株式：移動平均法による原価法
 その他有価証券
 ① 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 ② 時価のないもの：移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 購入品：総平均法による原価法
 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
 その他の棚卸資産：最終仕入原価法による原価法
 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 ① 有形固定資産
 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 取得価額が30万円未満の少額減価償却資産については、租税特別措置法等の規定に基づき本年度一括償却しております。
- ② 無形固定資産
 定額法を採用しております。
 なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
- (4) 引当金の計上基準
 ① 貸倒引当金
 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損

決算の状況

失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

2. 表示方法の変更に関する注記

会計上の見積りに関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 34,971千円（繰延税金負債控除前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

決算の状況

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積もりについては、令和4年1月に作成した事業計画書を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積もりは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積もりと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 15,160千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は13,114千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 12,894千円 車両運搬具 220千円

(2) 担保に供している資産

定期預金800,000千円を為替決済の担保に、定期預金2,300千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債務の総額 22,747千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 44,543千円

(5) 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しな

決算の状況

かった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,300千円です。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,300千円です。

(6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成13年1月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 373,314千円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める、不動産鑑定士による鑑定評価により算出しました。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額	17,347千円
うち事業取引高	1,091千円
うち事業取引以外の取引高	16,256千円
②子会社等との取引による費用総額	6,138千円
うち事業取引高	209千円
うち事業取引以外の取引高	5,929千円

(2) 減損損失に関する注記

- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産(遊休資産及び賃貸資産)については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店、購買店舗は組合全体の共用資産としております。

決算の状況

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
不動産管理・ 介護センター事務所	営業用店舗	土地及び建物	
旧水木支店	遊休資産	土地及び建物	業務外固定資産
増田床屋	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

不動産管理・介護センター事務所については当該事務所の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識しました。

また、旧水木支店については遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

さらに、業務外固定資産である増田床屋については著しい下落等により、減損の兆候に該当しており、帳簿価額を回収可能額まで減損し、その差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

不動産管理・介護センター事務所	6,489千円（建物 319千円、土地6,169千円）
旧水木支店	8,406千円（建物4,359千円、土地4,046千円）
増田床屋	265千円（土地 265千円）

④ 回収可能価額の算定方法

不動産管理・介護センター事務所・増田床屋の固定資産の回収可能価額については正味売却価可能価額を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額に基づき算定しています。

旧水木支店の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は売買契約額に基づき算定しています。

6. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預け、運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

借入金、茨城県信用農業協同組合連合会からの借入金です。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸

決算の状況

出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.08%上昇したものと想定した場合には、経済価値が19,720千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	22,971,613	22,971,869	255
貸出金	11,903,715	12,244,393	340,677
資 産 計	34,875,329	35,216,263	340,933
貯 金	33,755,430	33,760,321	4,890
負 債 計	33,755,430	33,760,321	4,890

決算の状況

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額

外部出資（＊1）	489,044
合計	489,044

(＊1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	22,971,613	—	—	—	—	—
貸出金（＊1）	653,302	580,995	560,398	541,592	526,612	9,038,513
合計	23,624,916	580,995	560,398	541,592	526,612	9,038,513

(＊1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）8,370 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

決算の状況

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金（＊ 1）	32,902,810	275,798	481,096	51,700	44,023	—
合計	32,902,810	275,798	481,096	51,700	44,023	—

（＊ 1）貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	5 2, 5 2 1 千円
子会社からの退職給付債務	4 1 4 千円
退職給付費用	1 2, 0 1 0 千円
退職給付の支払額	▲ 2, 5 4 4 千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲ 7, 4 1 8 千円
期末における退職給付引当金	5 4, 9 8 3 千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1 6 1, 6 0 8 千円
特定退職金共済制度	▲ 1 0 6, 6 2 5 千円
退職給付引当金	5 4, 9 8 3 千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	1 2, 0 1 0 千円
退職給付費用	1 2, 0 1 0 千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 2, 7 1 2 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 3 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、2 9, 2 2 5 千円となっています。

決算の状況

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	15,230千円
賞与引当金	1,024千円
未払年度未賞与	764千円
減価償却（減損損失分）	9,250千円
土地（減損損失分）	5,928千円
役員退職慰労引当金	2,171千円
その他	1,437千円
繰延税金資産小計	35,807千円
評価性引当額	▲835千円
繰延税金資産合計（A）	34,971千円
繰延税金負債	
全農適格合併みなし配当	▲7千円
繰延税金負債合計（B）	▲7千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	34,964千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.7%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲8.2%
事業分量配当金	▲0.2%
住民税均等割額	0.7%
評価性引当額の増減	▲25.4%
その他	▲0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	▲3.4%

9. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

当組合の日立南部葬祭場は、設置の際に日立市との不動産賃貸契約を締結しており、賃貸期間終了における原状回復にかかる義務を有しております。しかし、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は35,377千円です。

決算の状況

注記表

令和4年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 子会社株式：移動平均法による原価法
 その他有価証券
 ① 時 価 の あ る も の：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 ② 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 購 買 品：総平均法による原価法
 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
 その他の棚卸資産：最終仕入原価法による原価法
 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 ① 有形固定資産
 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 取得価額が30万円未満の少額減価償却資産については、租税特別措置法等の規定に基づき本年度一括償却しております。
- ② 無形固定資産
 定額法を採用しております。
 なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
- (4) 引当金の計上基準
 ① 貸倒引当金
 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。
 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損

決算の状況

失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における収益の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 葬祭事業

葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

決算の状況

④ 農業事業

組合員の委託に基づき農地等を利用して行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農業を行う義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、生産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う（又は提供する）事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑥ 介護事業

組合員の必要な医療サービス及び福祉サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種サービスの利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

（6）消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

（7）計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

（8）その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。並びに、葬祭事業収益のうち、当組合が代理人として葬祭利用高に関与している場合には、純額で収益を認識して、葬祭事業収益に含めて表示しております。

決算の状況

2. 会計方針の変更に関する注記

収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の購買事業収益が1,587千円、購買事業費用が1,587千円減少、葬祭事業収益が6,033千円、葬祭事業費用が6,033千円減少しております。これによる当事業年度の事業利益、経常利益及び税引前当期利益への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産の回収可能性）

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 27,271千円（繰延税金負債との相殺前）

（2）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年1月に作成した事業計画書を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（固定資産の減損）

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 30千円

（2）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生かせるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5

決算の状況

年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額
有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は13,064千円であり、その内訳は、次のとおりです。
建物 12,894千円 車両運搬具 170千円
- (2) 担保に供している資産
定期預金800,000千円を為替決済の担保に、定期預金2,200千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。
- (3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務
子会社等に対する金銭債務の総額 21,945千円
- (4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
理事及び監事に対する金銭債権の総額 40,237千円
- (5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権はありません。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。
債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
- (6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価
「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
○再評価を行った年月日 平成13年1月31日
○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額

決算の状況

の合計額を下回る金額 422,966千円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格を踏まえ（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額	6,000千円
うち事業取引以外の取引高	6,000千円
②子会社等との取引による費用総額	0千円
うち事業取引高	0千円

(2) 減損損失に関する注記

- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産（遊休資産及び賃貸資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店、購買店舗は組合全体の共用資産としています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
不動産管理センター・ 介護センター事務所	営業用店舗	土地及び建物	

② 減損損失の認識に至った経緯

不動産管理センター・介護センター事務所については当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

不動産管理センター・介護センター事務所 30千円（土地 29千円 建物 0千円）

④ 回収可能価額の算定方法

不動産管理・介護センターの固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額に基づき算定しています。

(3) 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、22千円の棚卸評価損が含まれています。

決算の状況

6. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預け、運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.26%上昇したものと想定した場合には、経済価値が42,469千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

決算の状況

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	24,140,602	24,135,979	▲4,623
貸出金	12,880,422	12,984,441	104,019
資 産 計	37,021,024	37,120,420	99,396
貯 金	35,827,440	35,823,086	▲4,354
負 債 計	35,827,440	35,823,086	▲4,354

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

決算の状況

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

	(単位：千円)
	貸借対照表計上額
外部出資	489,044
合計	489,044

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

		(単位：千円)				
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	24,140,602	—	—	—	—	—
貸出金(*1)	651,220	614,941	595,876	582,099	570,641	9,865,642
合計	24,791,823	614,941	595,876	582,099	570,641	9,865,642

(*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）9,087千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

		(単位：千円)				
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	34,178,860	742,828	835,873	23,939	45,938	—
合計	34,178,860	742,828	835,873	23,939	45,938	—

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	54,983千円
退職給付費用	18,228千円
退職給付の支払額	▲756千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲7,885千円
期末における退職給付引当金	64,569千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	178,354千円
特定退職金共済制度	▲113,785千円
退職給付引当金	64,569千円

決算の状況

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	18,228千円
退職給付費用	18,228千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金3,155千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、31,867千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	17,885千円
賞与引当金	914千円
未払年度末賞与	1,082千円
減価償却（減損損失分）	451千円
役員退職慰労引当金	2,779千円
税務上の繰越欠損金	4,060千円
その他	460千円
繰延税金資産小計	27,636千円
評価性引当額	▲364千円
繰延税金資産合計（A）	27,271千円

繰延税金負債

全農適格合併みなし配当	▲7千円
繰延税金負債合計（B）	▲7千円

繰延税金資産の純額（A）＋（B） 27,264千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.7%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲8.3%
住民税均等割額	1.7%
評価性引当額の増減	▲1.3%
その他	1.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.4%

9. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

決算の状況

10. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

当組合の日立南部葬祭場は、設置の際に日立市との不動産賃貸契約を締結しており、賃貸期間終了における原状回復にかかる義務を有しております。しかし、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2) 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は35,291千円です。

決算の状況

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和 3 年度	令和 4 年度
当期末処分剰余金	86,291,152	70,814,857
剰余金処分額	50,346,104	35,058,844
利益準備金	10,000,000	10,000,000
任意積立金	35,465,209	20,000,000
税効果調整積立金	15,465,209	—
施設等整備積立金	10,000,000	10,000,000
特別積立金	10,000,000	10,000,000
出資配当金	4,461,800	4,650,318
事業分量配当金	419,095	408,526
次期繰越剰余金	35,945,048	35,756,013

(注)

1. 出資配当金については次のとおりです。

令和 3 年度 年 2.0 %

令和 4 年度 年 2.0 %

2. 事業分量配当金の基準は次のとおりです。

令和 3 年度直売所販売高の3.0%の割合です。

令和 4 年度直売所販売高の3.0%の割合です。

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	目的および取り崩し基準	積立目標金額	令和4年度末残高
税効果調整積立金	繰延税金資産（法人税等の前払い部分）の剰余金処分を留保するために積立を行う。取り崩しは法人税等の繰延税金資産が回収された金額を取り崩す。		27,271
農林年金対策積立金	農林年金の一括処理に備え積立を行う。制度完了に伴い特例業務負担金の一括処理が求められた際に取り崩す。	39,000	39,000
施設等整備積立金	施設等の建設、改善等を行うために積立を行う。施設等を建設又は整備した事業年度に取り崩す。	300,000	120,000

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための額繰越が次のとおり含まれています。

令和 3 年度 2,500千円

令和 4 年度 1,400千円

決算の状況

部門別損益計算書

令和 3 年度

(単位：千円)

区 分	算 式	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	531,737	270,495	70,272	25,468	164,788	711	
事業費用	②	155,742	36,599	2,105	18,603	97,350	1,083	
事業総利益	③=①-②	375,995	233,896	68,167	6,865	67,438	▲372	
事業管理費	④	331,860	124,841	60,418	34,066	112,637	▲104	
(うち減価償却費)	⑤	(11,305)	(5,014)	(2,055)	(898)	(3,340)	(▲3)	
(うち人件費)	⑤'	(244,415)	(91,978)	(44,507)	(25,078)	(82,947)	(▲97)	
うち共通管理費	⑥		23,081	9,459	4,137	15,376	▲17	▲52,037
(うち減価償却費)	⑦		(5,014)	(2,055)	(898)	(3,340)	(▲3)	(▲11,305)
(うち人件費)	⑦'		(13,760)	(5,639)	(2,466)	(9,166)	(▲10)	(▲31,023)
事業利益	⑧=③-④	44,134	109,055	7,748	▲27,201	▲45,199	▲267	
事業外収益	⑨	29,317	13,123	6,754	2,217	7,223	▲0	
うち共通分	⑩		1,180	483	211	786	▲0	▲2,661
事業外費用	⑪	6,217	2,755	1,130	495	1,838	▲2	
うち共通分	⑫		2,746	1,125	492	1,829	▲2	▲6,191
経常利益	⑬=⑧+⑨-⑪	67,234	119,422	13,372	▲25,479	▲39,814	▲266	
特別利益	⑭	611	223	111	64	211	▲0	
うち共通分	⑮		34	14	6	23	▲0	▲77
特別損失	⑯	19,669	8,373	3,576	1,684	6,040	▲5	
うち共通分	⑰		6,979	2,860	1,251	4,649	▲5	▲15,735
税引前当期利益	⑱=⑬+⑭-⑯	48,175	111,272	9,907	▲27,098	▲45,643	▲261	
営農指導事業分 配賦額	⑲		116	47	20	77	▲261	
営農指導事業分 配賦後税引前 当期利益	⑳=⑱-⑲	48,175	111,156	9,859	▲27,119	▲45,720		

(注) ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

決算の状況

部門別損益計算書

令和4年度

(単位：千円)

区 分	算 式	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	571,675	260,688	65,897	25,861	218,407	820	
事業費用	②	184,526	37,814	2,191	19,088	123,875	1,557	
事業総利益	③=①-②	387,148	222,874	63,706	6,772	94,531	▲736	
事業管理費	④	368,984	128,285	62,515	38,749	139,552	▲118	
(うち減価償却費)	⑤	(15,030)	(6,175)	(2,525)	(1,214)	(5,125)	(▲9)	
(うち人件費)	⑤'	(268,661)	(93,257)	(45,532)	(28,271)	(101,702)	(▲102)	
うち共通管理費	⑥		23,458	9,592	4,612	19,472	▲36	▲57,099
(うち減価償却費)	⑦		(6,175)	(2,525)	(1,214)	(5,125)	(▲9)	(▲15,030)
(うち人件費)	⑦'		(13,130)	(5,369)	(2,581)	(10,899)	(▲20)	(▲31,961)
事業利益	⑧=③-④	18,164	94,588	1,191	▲31,977	▲45,020	▲617	
事業外収益	⑨	21,388	9,867	5,150	1,405	4,966	▲0	
うち共通分	⑩		630	257	123	523	▲0	▲1,533
事業外費用	⑪	1,534	622	257	127	528	▲0	
うち共通分	⑫		589	240	115	489	▲0	▲1,433
経常利益	⑬=⑧+⑨-⑪	38,018	103,833	6,083	▲30,698	▲40,582	▲617	
特別利益	⑭	246	83	41	26	94	▲0	
うち共通分	⑮		12	4	2	9	▲0	▲29
特別損失	⑯	2,343	794	397	253	897	▲0	
うち共通分	⑰		125	51	24	103	▲0	▲304
税引前当期利益	⑱=⑬+⑭-⑯	35,922	103,122	5,727	▲30,925	▲41,385	▲617	
営農指導事業分 配賦額	⑲		253	103	49	210	▲617	
営農指導事業分 配賦後税引前 当期利益	⑳=⑱-⑲	35,922	102,869	5,624	▲30,974	▲41,596		

(注) ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	497,823	454,701	442,097	531,737	571,675
信用事業収益	278,427	260,876	257,744	270,495	260,688
共済事業収益	78,703	78,305	74,138	70,272	65,897
農業関連事業収益	42,201	25,146	23,755	25,468	25,861
その他事業収益	98,491	90,373	86,458	165,500	219,228
経常利益	62,356	47,818	55,287	67,234	38,018
当期剰余金	39,622	21,393	17,424	49,824	27,148
出資金 (出資口数)	194,189 (194,189口)	210,341 (210,341口)	222,230 (222,230口)	231,639 (231,639口)	241,825 (241,825口)
純資産額	1,940,877	1,977,683	2,000,437	2,057,707	2,088,296
総資産額	37,106,391	35,986,962	36,451,098	36,630,344	38,731,080
貯金等残高	34,355,529	33,239,124	33,729,671	33,755,430	35,827,440
貸出金残高	10,191,239	10,648,187	11,298,558	11,903,715	12,880,422
有価証券残高	—	—	—	—	—
剰余金配当金額	5,147	5,391	4,681	4,880	5,058
出資配当金	4,670	4,898	4,231	4,461	4,650
事業利用分量配当金	476	493	450	419	408
職員数	44人	41人	40人	53人	52人
単体自己資本比率	14.11%	14.31%	13.69%	13.47%	13.60%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：千円、口、人、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
資金運用収支	254,596	244,425	▲10,171
役務取引等収支	1,907	2,067	159
その他信用事業収支	▲22,607	▲23,618	▲1,011
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	233,896 (0.67%)	222,874 (0.63%)	▲11,022 (▲0.04%)
事業粗利益 (事業粗利益率)	411,806 (1.13%)	421,525 (1.05%)	9,719 (▲0.08%)
事業純益	79,945	52,540	▲27,404
実質事業純益	79,945	52,540	▲27,404
コア事業純益	79,945	52,540	▲27,404
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	79,945	52,540	▲27,404

損益の状況

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、％)

項 目	令和 3 年度			令和 4 年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	34,813,820	264,775	0.76％	35,293,518	255,021	0.72％
うち預金	23,182,426	136,759	0.59％	22,762,420	133,117	0.58％
うち貸出金	11,631,394	128,016	1.10％	12,531,097	121,904	0.97％
資金調達勘定	33,994,877	10,179	0.03％	34,294,553	10,596	0.03％
うち貯金・定期積金	33,694,698	9,219	0.03％	33,994,343	8,914	0.03％
うち借入金	300,178	3	—	300,210	4	—
経費率	0.37％			0.37％		
総資金利ざや	0.36％			0.32％		

(注)

1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金等奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和 3 年度増減額	令和 4 年度増減額
受取利息	12,605	▲9,754
うち預金	▲118	▲3,642
うち貸出金	12,724	▲6,112
支払利息	▲2,402	▲304
うち貯金・定期積金	▲2,406	▲304
うち借入金	3	0
差 引	15,008	▲9,450

(注)

1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金等奨励金が含まれています。

経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	増 減
総資産経常利益率	0.18％	0.10％	▲0.08％
資本経常利益率	3.36％	1.84％	▲1.52％
総資産当期純利益率	0.14％	0.07％	▲0.07％
資本当期純利益率	2.49％	1.32％	▲1.17％

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高 × 100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度	増 減
貯 貸 率	期 末	35.26%	35.95%	0.69%
	期中平均	34.51%	36.86%	2.35%
貯 証 率	期 末	0.00%	0.00%	—
	期中平均	0.00%	0.00%	—

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高 × 100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高 × 100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高 × 100

3. 職員一人当たり及び一店舗当たりの指標

(単位：千円)

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度
信用事業	一職員当たり貯金残高	3,444,431	4,071,300
	一店舗当たり貯金残高	33,755,430	35,827,440
	一職員当たり貸出金残高	5,410,779	4,025,131
	一店舗当たり貸出金残高	11,903,715	12,880,422
共済事業	一職員当たり長期共済保有高	7,376,821	7,119,414
	一店舗当たり長期共済保有高	44,260,930	42,716,488
経済事業	一職員当たり購買品供給高	5,460	6,041
	一職員当たり販売品販売高	－	－

(注) 各事業の職員数は担当職員数、また店舗数は業務を実施している本店、事業所等の数で計算しております。

各事業の実績：信用事業（貸倒引当金の期末残高及び貸出金償却の額）

貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：千円)

項 目	令和 3 年度					令和 4 年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個別貸倒引当金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

貸出金償却の額

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度
貸出金償却額	—	—

(注) 貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

各事業の実績：信用事業（貯金に関する指標）

科目別貯金平均残高

(単位：千円、%)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度		平均残高 増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	9,565,796	28.4%	10,055,402	29.6%	489,606
定期性貯金	24,128,902	71.6%	23,938,940	70.4%	▲189,961
その他の貯金	—	—	—	—	—
小 計	33,694,698	100.0%	33,994,343	100.0%	299,644
譲渡性貯金	—	—	—	—	—
合 計	33,694,698	100.0%	33,994,343	100.0%	299,644

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

定期貯金残高

(単位：千円、%)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
定期貯金	23,852,288	100.0%	25,675,082	100.0%	1,822,793
うち固定金利定期	23,852,288	100.0%	25,675,082	100.0%	1,822,793
うち変動金利定期	—	—	—	—	—

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

各事業の実績：信用事業（貸出金等に関する指標）

科目別貸出金平均残高

(単位：千円、%)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度		平均残高 増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
証書貸付金	11,490,176	98.8%	12,440,828	99.3%	950,651
当座貸越	9,436	0.1%	8,624	0.1%	▲811
金融機関貸付	131,780	1.1%	81,643	0.6%	▲50,136
合 計	11,631,394	100.0%	12,531,097	100.0%	899,703

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円、%)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固定金利貸出	4,538,936	38.1%	4,402,468	34.2%	▲136,467
変動金利貸出	7,356,409	61.8%	8,468,865	65.7%	1,112,455
その他	8,370	0.1%	9,087	0.1%	717
合 計	11,903,715	100.0%	12,880,422	100.0%	976,706

(注)「その他」は当座貸越、無利息等の固定、変動の区分がないもの

貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和 3 年度	令和 4 年度	増 減
貯金・定期積金等	11,483	10,175	▲1,308
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	8,288,267	8,708,657	420,390
工場	—	—	—
財団	—	—	—
船舶	—	—	—
その他担保	—	12,216	12,216
小 計	8,299,751	8,731,048	431,297
農業信用基金協会保証	2,798,014	3,304,509	506,495
その他保証	—	—	—
小 計	2,798,014	3,304,509	506,495
信用	805,950	844,863	38,912
合 計	11,903,715	12,880,422	976,706

債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はございません。

各事業の実績：信用事業（貸出金等に関する指標）

貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円、%)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設備資金	11,156,106	93.7%	12,192,300	94.7%	1,036,193
運転資金	747,609	6.3%	688,121	5.3%	▲59,487
合 計	11,903,715	100.0%	12,880,422	100.0%	976,706

貸出金の業種別残高

(単位：千円、%)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農業	—	—	588	0.0%	588
林業	11,141	0.1%	10,331	0.1%	▲810
水産業	31,592	0.3%	30,734	0.2%	▲857
製造業	499,201	4.2%	639,316	5.0%	140,115
鉱業	—	—	—	—	—
建設業	100,636	0.7%	171,544	1.3%	70,907
不動産業	684,326	5.7%	722,011	5.6%	37,685
電気・ガス・熱供給・水道業	18,082	0.2%	29,938	0.2%	11,855
運輸・通信業	17,533	0.1%	16,965	0.1%	▲567
卸売・小売業・飲食店	139,652	1.2%	156,646	1.2%	16,994
サービス業	652,707	5.5%	843,116	6.6%	190,409
金融・保険業	161,773	1.4%	105,311	0.8%	▲56,462
地方公共団体	280,898	2.4%	409,433	3.2%	128,534
その他	9,306,169	78.2%	9,744,483	75.7%	438,314
合 計	11,903,715	100.0%	12,880,422	100.0%	976,706

各事業の実績：信用事業（貸出金等に関する指標）

主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：千円)

種 類	令和 3 年度	令和 4 年度	増 減
農業	—	5,293	5,293
穀作	—	—	—
野菜・園芸	—	—	—
果樹・樹園農業	—	588	588
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	—	4,705	4,705
農業関連団体等	—	—	—
合 計	—	5,293	5,293

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、前記『貸出金の業種別残高』の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：千円)

種 類	令和 3 年度	令和 4 年度	増 減
プロパー資金	—	5,293	5,293
農業制度資金	—	—	—
農業近代化資金	—	—	—
その他制度資金	—	—	—
合 計	—	5,293	5,293

(注) 1. 「プロパー資金」とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 「農業制度資金」には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. 「その他制度資金」には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はありません。

各事業の実績：信用事業（貸出金等に関する指標）

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：千円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3 年度	—	—	—	—	—
	4 年度	—	—	—	—	—
危 険 債 権	3 年度	—	—	—	—	—
	4 年度	—	—	—	—	—
要 管 理 債 権	3 年度	2,300	2,300	—	—	2,300
	4 年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	3 年度	2,300	2,300	—	—	2,300
	4 年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	3 年度	—	—	—	—	—
	4 年度	—	—	—	—	—
小 計	3 年度	2,300	2,300	—	—	2,300
	4 年度	—	—	—	—	—
正 常 債 権	3 年度	11,906,455				
	4 年度	12,885,494				
合 計	3 年度	11,908,755				
	4 年度	12,885,494				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はございません。

各事業の実績：信用事業（貸出金等に関する指標）

金融再生法に基づく開示債権及びリスク管理債権については、一般金融機関が行っている方法に合わせて自己査定による債権者区分を基準に債権区分を行っています。自己査定区分、金融再生法に基づく開示債権及びリスク管理債権の関係は以下のとおりです。

対象債権	＜自己査定債務者区分＞			＜金融再生法債権区分＞			＜リスク管理債権区分＞		
	信用事業総与信		信用事業以外の与信	信用事業総与信		信用事業以外の与信	信用事業総与信		信用事業以外の与信
	貸出金	その他の債権		貸出金	その他の債権		貸出金	その他の債権	
	破綻先			破産更生債権及びこれらに準ずる債権			破綻先債権		
	実質破綻先			危険債権			延滞債権		
	破綻懸念先			要管理債権			3ヵ月以上延滞債権		
要注意先	要管理先			正常債権			貸出条件緩和債権		
	その他の要注意先								
	正常先								

●破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状況にあり、再建の見通しがなく、今後、経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先
現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先
要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理債権である債務者

①3ヵ月以上延滞債権
元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権

②貸出条件緩和債権
経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件等の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先
要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先
業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者をいう。

●破産更生債権及びこれらに準ずる債権
法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

●危険債権
経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

●要管理債権
3ヵ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

●正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記以外のものに区分される債権

●破綻先債権
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金

●延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金

●3ヵ月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）

●貸出条件緩和債権
債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権を除く）

各事業の実績：信用事業（内国為替取扱実績）

（単位：件、千円）

種 類		令和 3 年度		令和 4 年度	
		仕 向	被 仕 向		
送金・振込為替	件数	2,302	16,108	2,241	16,848
	金額	4,735,339	5,667,141	5,656,059	7,809,852
代金取立為替	件数	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—
雑 為 替	件数	202	92	233	94
	金額	18,109	12,047	21,757	12,383
合 計	件数	2,504	16,200	2,474	16,942
	金額	4,753,449	5,679,189	5,677,816	7,822,235

各事業の実績：信用事業（有価証券に関する指標）

種類別有価証券平均残高

該当する取引はございません。

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はございません。

有価証券残存期間別残高

該当する取引はございません。

各事業の実績：信用事業（有価証券等の時価情報等）

有価証券の時価情報

該当する取引はございません。

金銭の信託の時価情報

該当する取引はございません。

デリバティブ取引・金融等デリバティブ取引・有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はございません。

各事業の実績：共済事業

長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円)

種 類		令和 3 年度		令和 4 年度	
		新契約高	保 有 高	新契約高	保 有 高
生命総合共済系	終身共済	268,430	5,442,908	256,080	5,460,629
	定期生命共済	—	160,000	25,000	150,000
	養老生命共済	40,000	5,708,941	40,730	4,961,520
	うちこども共済	34,000	2,138,900	9,000	1,898,900
	医療共済	—	46,500	—	43,500
	がん共済	—	6,000	—	6,000
	定期医療共済	—	188,500	—	169,000
	介護共済	18,878	70,031	32,858	102,889
	年金共済	—	5,000	—	5,000
	建物更生共済系	2,659,200	32,633,050	2,305,100	31,817,950
合 計		2,986,509	44,260,930	2,659,768	42,716,488

(注) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度	
	新契約高	保 有 高	新契約高	保 有 高
医療共済	78	1,791	15	1,707
	4,181	5,210	4,795	11,680
がん共済	5	105	25	130
定期医療共済	—	265	—	234
合 計	4,264	7,371	4,835	13,751

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。
 なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度	
	新契約高	保 有 高	新契約高	保 有 高
介護共済	19,593	100,676	35,551	136,228
認知症共済	—	—	4,000	4,000
生活障害共済(一時金型)	—	7,500	4,000	11,500
生活障害共済(定期年金型)	3,100	3,100	—	600
特定重度疾病共済	23,600	25,600	12,400	37,400
合 計	46,293	136,876	55,951	189,728

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

各事業の実績：共済事業

年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度	
	新契約高	保 有 高	新契約高	保 有 高
年金開始前	22,206	231,393	5,720	233,100
年金開始後	—	70,971	—	70,968
合 計	22,206	302,364	5,720	304,069

(注)「金額」欄は、年金年額について記載しています。

短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火災共済	6,439,640	6,793	6,702,740	7,749
自動車共済		37,600		37,343
傷害共済	398,000	114	1,120,000	126
団体定期生命共済	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—
賠償責任共済		554		583
自賠責共済		1,181		907
合 計		46,244		46,710

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

各事業の実績：購買事業

買取購買品取扱実績

(単位：千円)

種 類		令和 3 年度		令和 4 年度	
		供 給 高	粗収益(手数料)	供 給 高	粗収益(手数料)
生 産 資 材	肥 料	4,835	871	5,936	1,162
	農業機械	—	—	830	123
	農 薬	1,909	283	2,063	303
	保温資材	773	111	592	108
	包装資材	679	131	640	113
	建築資材	2,523	202	605	60
	種苗・素畜	2,977	517	2,727	509
	その他生産資材	622	118	588	123
	小 計	14,320	2,236	13,984	2,505
生 活 物 資	米	5,932	695	5,798	732
	生鮮食品	4,182	748	4,333	737
	一般食品	23,819	3,867	22,677	3,949
	耐久消費財	527	79	1,175	130
	衣料品	65	10	73	12
	日用保健雑貨	1,513	247	1,415	215
	その他生活物資	969	117	1,289	208
	小 計	37,010	5,764	36,764	5,986
合 計		51,331	8,001	50,749	8,491

各事業の実績：販売事業

受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
いも類	43	5	7	0
野菜・果実	—	—	124	14
直売所	15,754	1,893	15,476	1,859
合 計	15,798	1,898	15,608	1,875

買取販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和 3 年度		令和 4 年度	
	販 売 高	粗 収 益	販 売 高	粗 収 益
直売所	10,769	2,593	12,130	2,532
合 計	10,769	2,593	12,130	2,532

各事業の実績：葬祭事業

(単位：千円)

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度
収 益	葬祭事業収益	80,907	134,818
	計	80,907	134,818
費 用	葬祭事業費用	46,915	78,767
	計	46,915	78,767
差 引		33,991	56,051

各事業の実績：農業事業

(単位：千円)

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度
収 益	農業事業収益	617	1,095
	計	617	1,095
費 用	農業事業費用	96	480
	計	96	480
差 引		520	615

各事業の実績：宅地等供給事業

(単位：千円)

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度
収 益	宅地等供給収益	21,261	21,191
	計	21,261	21,191
費 用	宅地等供給費用	1,341	1,448
	計	1,341	1,448
差 引		19,920	19,743

各事業の実績：介護事業

(単位：千円)

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度
収 益	介護事業収益	22,379	29,228
	計	22,379	29,228
費 用	介護事業費用	12,003	14,405
	計	12,003	14,405
差 引		10,376	14,822

各事業の実績：指導事業

(単位：千円)

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度
収 益	指導事業補助金	574	452
	実費収入	136	368
	計	711	820
費 用	営農改善費	883	1,285
	生活改善費	2,245	1,902
	教育広報費	862	791
	農政活動費	200	271
	計	4,191	4,251
差 引		▲3,479	▲3,430

自己資本の充実の状況編

金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。

よって、合計が一致しない場合があります。

自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和 4 年度	令和 3 年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	1,616,807	1,586,374
うち、出資金及び資本準備金の額	241,825	231,639
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	1,382,642	1,360,353
うち、外部流出予定額 (▲)	5,058	4,880
うち、上記以外に該当するものの額	▲2,601	▲737
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	—	—
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	—	—
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	58,061	87,096
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	1,674,869	1,673,471
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	136	640
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	136	640
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—

自己資本の構成に関する事項

項 目	令和 4 年度	令和 3 年度
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	136	640
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	1,674,732	1,672,831
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	11,589,638	11,728,986
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	569,896	494,755
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	▲75,235	▲150,405
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	645,132	645,161
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	718,779	681,666
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（二）	12,308,417	12,410,653
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（二））	13.60	13.47

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号）に基づき算出しています。
- 当 JA は、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
- 当 JA が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	87,669	—	—	114,835	—	—
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び 中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	281,674	—	—	410,196	—	—
外国の中央政府等以外の公 共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商 品取引業者向け	23,101,285	4,620,257	184,810	24,231,302	4,846,260	193,850
法人等向け	74,646	74,646	2,985	59,337	59,337	2,373
中小企業等向け及び 個人向け	152,135	63,150	2,526	153,615	69,101	2,764
抵当権付住宅ローン	6,206,160	2,162,604	86,504	6,465,068	2,253,146	90,125
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	2,848	4,272	170	—	—	—
取立未済手形	3,871	774	30	1,566	313	12
信用保証協会等保証付	2,782,213	277,986	11,119	3,289,621	328,363	13,134
株式会社地域経済活性化支 援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	66,744	66,744	2,669	66,744	66,744	2,669
（うち出資等のエクスポ ージャー）	66,744	66,744	2,669	66,744	66,744	2,669
（うち重要な出資のエク スポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	3,190,084	3,963,794	158,551	3,266,207	3,396,475	135,859
（うち他の金融機関等の 対象資本等調達手段のう ち対象普通出資等及びそ の他外部T L A C 関連調 達手段に該当するもの以 外のものに係るエクスポ ージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は 農業協同組合連合会の対 象資本調達手段に係るエ クスポージャー）	522,570	1,306,426	52,257	472,457	1,181,142	47,245
（うち特定項目のうち調 整項目に算入されない部 分に係るエクスポージャ ー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権 の百分の十を超える議決 権を保有している他の金 融機関等に係るその他外 部T L A C 関連調達手段 に関するエクスポージャ ー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権 の百分の十を超える議決 権を保有していない他の 金融機関等に係るその他 外部T L A C 関連調達手 段に係る5%基準額を上 回る部分に係るエクスポ ージャー）	—	—	—	—	—	—

自己資本の充実度に関する事項

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
(うち上記以外のエクスポージャー)	2,667,513	2,657,367	106,294	2,793,750	2,215,332	88,613
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし 計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンドレート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	645,161	25,806	—	645,132	25,805
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	—	150,405	6,016	—	75,235	3,009
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	35,949,333	11,728,986	469,159	38,058,494	11,589,638	463,585
CVAリスク相当額 ÷ 8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	35,949,333	11,728,986	469,159	38,058,494	11,589,638	463,585
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	681,666		27,266	718,779		28,751
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	12,410,653		496,426	12,308,417		492,336

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク相当額を8\%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)〉}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項

標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
S & Pグローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

		令和 3 年度					令和 4 年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国	内	35,949,333	11,909,255	—	—	2,848	38,058,494	12,885,497	—	—	—
国	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		35,949,333	11,909,255	—	—	2,848	38,058,494	12,885,497	—	—	—
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	23,627,727	100,270	—	—	—	24,705,325	50,157	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	151,636	84,892	—	—	—	134,621	67,877	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	281,674	281,674	—	—	—	410,196	410,196	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		11,442,417	11,442,417	—	—	2,848	12,357,267	12,357,267	—	—	—
その他		445,877	—	—	—	—	451,084	—	—	—	—
業種別残高計		35,949,333	11,909,255	—	—	2,848	38,058,494	12,885,497	—	—	—
1 年以下		23,031,904	60,091	—	—		24,134,357	28,549	—	—	
1 年超 3 年以下		100,174	100,174	—	—		97,138	97,138	—	—	
3 年超 5 年以下		145,177	145,177	—	—		151,577	151,577	—	—	
5 年超 7 年以下		425,141	425,141	—	—		318,404	318,404	—	—	
7 年超 10 年以下		239,001	239,001	—	—		300,335	300,335	—	—	
10 年超		10,867,661	10,867,661	—	—		11,818,653	11,818,653	—	—	
期限の定めのないもの		1,140,272	72,007	—	—		1,238,027	170,838	—	—	
残存期間別残高計		35,949,333	11,909,255	—	—		38,058,494	12,885,497	—	—	
平均残高計		36,425,653	11,633,008	—	—		36,888,841	12,532,508	—	—	

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

信用リスクに関する事項

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度					令和 4 年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個別貸倒引当金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度						令和 4 年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
国 内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法 人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用リスクに関する事項

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

		令和 3 年度			令和 4 年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 勘案 削減 効果	リスク・ウェイト0%	—	408,937	408,937	—	566,248	566,248
	リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	2,779,866	2,779,866	—	3,283,634	3,283,634
	リスク・ウェイト20%	—	23,200,676	23,200,676	—	24,318,452	24,318,452
	リスク・ウェイト35%	—	6,174,238	6,174,238	—	6,433,414	6,433,414
	リスク・ウェイト50%	—	—	—	—	1,142,437	1,142,437
	リスク・ウェイト75%	—	63,078	63,078	—	72,875	72,875
	リスク・ウェイト100%	—	3,542,549	3,542,549	—	2,464,263	2,464,263
	リスク・ウェイト150%	—	2,848	2,848	—	—	—
	リスク・ウェイト250%	—	422,300	422,300	—	422,300	422,300
その他		—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—	—	—	—
計		—	36,594,494	36,594,494	—	38,703,626	38,703,626

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がAーまたはA3 以上で、算定基準日に長期格付がBBBーまたはBaa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

	令和 3 年度			令和 4 年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	3,117	79,208	—	1,088	72,221	—
抵当権付住宅ローン	—	8,105	—	—	7,257	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	8,205	—	—	1,148,542	—
合 計	3,117	95,519	—	1,088	1,228,020	—

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基き、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他の有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	489,044	489,044	489,044	489,044
合計	489,044	489,044	489,044	489,044

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：千円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当ありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。

なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提内部モデルは使用しておりません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

該当ありません。

金利リスクに関する事項

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当 期 末	前 期 末	当 期 末	前 期 末
1	上方パラレルシフト	177	243	31	17
2	下方パラレルシフト	－	－	2	－
3	スティープ化	162	218		
4	フラット化	－	－		
5	短期金利上昇	19	14		
6	短期金利低下	13	－		
7	最大値	177	243	31	17
		当 期 末		前 期 末	
8	自己資本の額	1,674		1,672	

連 結 情 報 編

金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。

よって、合計が一致しない場合があります。

グループの概況

1. グループの事業系統図

J A日立市多賀のグループは、当J Aおよび子会社1社で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は1社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



2. 子会社等の状況

名 称	業 務 内 容	所 在 地	設 立 年 月 日	資本金 (千円)	組 合 出資比率	グループ 出資比率
(有)多賀協同サービス	貨物自動車運送業、 葬儀業務、墓石の 加工販売、仏壇仏 具販売、清掃業、不 動産管理業、農作 業受委託、農産物 生産加工・販売	日立市多賀町 1丁目12番10号	平成10年 4月23日	10,000	100%	100%

3. 連結事業概況（令和4年度）

◇連結事業の概況

事業の概況

令和4年度の当J Aの連結決算は、子会社1社を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常収益 35,601 千円、連結当期剰余金 23,886 千円、連結純資産 2,101,478 千円、連結総資産 38,723,612 千円で、連結自己資本比率は 13.62%となりました。

4. 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：千円)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
連結経常収益 (事業収益)	726,640	672,882	658,749	621,942	577,115
信用事業収益	278,257	260,768	257,695	270,478	260,688
共済事業収益	78,703	78,305	74,138	70,272	65,897
農業関連事業収益	43,736	27,303	26,148	27,146	26,682
その他事業収益	325,942	306,504	300,767	254,044	223,847
連結経常利益	60,065	57,046	53,722	63,218	35,601
連結当期剰余金	34,737	23,276	11,762	45,057	23,886
連結純資産額	1,966,583	2,004,502	2,021,613	2,074,134	2,101,478
連結総資産額	37,099,074	35,970,352	36,447,157	36,628,515	38,723,612
連結自己資本比率	14.15%	14.19%	13.59%	13.41%	13.62%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

メモ

Handwriting practice area with horizontal dashed lines.

グループの概況

5. 連結貸借対照表

科 目	令和 3 年度 (令和 4 年 1 月 3 1 日現在)	令和 4 年度 (令和 5 年 1 月 3 1 日現在)
(資 産 の 部)		
1. 信用事業資産	35,117,745	37,268,492
(1) 現金	87,669	114,835
(2) 預金	22,971,613	24,140,602
(3) 貸出金	11,903,715	12,880,422
(4) その他の信用事業資産	154,746	132,632
2. 共済事業資産	14	13
(1) その他の共済事業資産	14	13
3. 経済事業資産	18,682	22,778
(1) 経済事業未収金	3,885	5,540
(2) 棚卸資産	14,109	13,213
(3) その他の経済事業資産	687	4,024
4. 雑資産	64,326	59,531
5. 固定資産	913,637	866,387
(1) 有形固定資産	912,751	866,198
建物	532,533	498,325
機械装置	20,174	20,174
土地	668,277	653,795
その他の有形固定資産	102,842	104,278
減価償却累計額	▲411,076	▲410,375
(2) 無形固定資産	885	188
その他の無形固定資産	885	188
6. 外部出資	479,144	479,144
(1) 外部出資	479,144	479,144
7. 繰延税金資産	34,964	27,264
資 産 の 部 合 計	36,628,515	38,723,612

グループの概況

(単位：千円)

科 目	令和 3 年度 (令和 4 年 1 月 3 1 日現在)	令和 4 年度 (令和 5 年 1 月 3 1 日現在)
(負 債 の 部)		
1. 信用事業負債	34,209,399	36,240,484
(1) 貯金	33,732,682	35,805,494
(2) 借入金	300,000	300,000
(3) その他の信用事業負債	176,716	134,989
2. 共済事業負債	48,174	82,209
(1) 共済資金	15,150	47,834
(2) その他の共済事業負債	33,023	34,374
3. 経済事業負債	11,552	9,969
(1) 経済事業未払金	10,403	8,577
(2) その他の経済事業負債	1,148	1,391
4. 雑負債	40,023	32,861
(1) 未払法人税	12,459	1,466
(2) その他の負債	27,564	31,395
5. 諸引当金	66,520	77,906
(1) 賞与引当金	3,697	3,303
(2) 退職給付に係る負債	54,983	64,569
(3) 役員退職慰労引当金	7,839	10,034
6. 再評価に係る繰延税金負債	178,709	178,701
負 債 の 部 合 計	34,554,380	36,622,133
(純 資 産 の 部)		
1. 組合員資本	1,607,682	1,635,048
(1) 出資金	231,639	241,825
(2) 利益剰余金	1,376,782	1,395,826
(3) 処分未済持分	▲737	▲2,601
(4) 子会社の所有する親組合出資金	▲2	▲2
2. 評価・換算差額等	466,451	466,430
(1) 土地再評価差額金	466,451	466,430
純 資 産 の 部 合 計	2,074,134	2,101,478
負債及び純資産の部合計	36,628,515	38,723,612

グループの概況

6. 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和 3 年度 (令和3年2月1日から令和4年1月31日)			令和 4 年度 (令和4年2月1日から令和5年1月31日)		
1. 事業総利益			418,393			391,228
(1) 信用事業収益		270,478			260,688	
資金運用収益	264,758			255,021		
(うち預金利息)	(129,494)			(125,144)		
(うち貸出金利息)	(127,998)			(121,904)		
(うちその他受入利息)	(7,264)			(7,972)		
役務取引等収益	4,195			4,340		
その他経常収益	1,524			1,326		
(2) 信用事業費用		36,386			37,814	
資金調達費用	10,178			10,596		
(うち貯金利息)	(9,215)			(8,911)		
(うち給付補てん備金繰入)	(4)			(3)		
(うち借入金利息)	(3)			(4)		
(うちその他支払利息)	(956)			(1,677)		
役務取引等費用	2,287			2,272		
その他経常費用	23,923			24,945		
信用事業総利益			234,088			222,874
(3) 共済事業収益		70,272			65,897	
共済付加収入	64,525			61,199		
その他共済事業収益	5,747			4,697		
(4) 共済事業費用		2,105			2,191	
共済推進費	1,162			1,188		
共済保全費	331			348		
その他共済事業費用	611			654		
共済事業総利益			68,167			63,706
(5) 購買事業収益		51,273			49,792	
購買品供給高	50,358			48,970		
購買手数料	—			318		
その他購買事業収益	915			503		
(6) 購買事業費用		44,121			41,397	
購買品供給原価	43,329			40,669		
購買品供給費	243			151		
その他購買事業費用	548			577		
購買事業総利益			7,151			8,394
(7) 販売事業収益		13,227			14,174	
販売品販売高	10,769			12,130		
販売手数料	1,831			1,875		
その他販売事業収益	625			168		

グループの概況

科 目	令和 3 年度 (令和3年2月1日から令和4年1月31日)			令和 4 年度 (令和4年2月1日から令和5年1月31日)		
(8) 販売事業費用		8,367			9,802	
販売品販売原価	8,176			9,597		
その他販売事業費用	191			204		
販売事業総利益			4,860			4,372
(9) その他事業収益		216,690			186,562	
(10) その他事業費用		112,564			94,681	
その他事業総利益			104,125			91,881
2. 事業管理費			364,875			369,508
(1) 人件費		267,875			268,661	
(2) その他事業管理費		96,999			100,846	
事 業 利 益			53,518			21,720
3. 事業外収益			15,928			15,414
(1) 受取出資配当金		8,674			8,676	
(2) その他の事業外収益		7,253			6,738	
4. 事業外費用			6,227			1,534
(1) 支払雑利息		6,227			1,534	
経 常 利 益			63,218			35,601
5. 特別利益			2,484			246
(1) 固定資産処分益		1,873			—	
(2) その他の特別利益		611			246	
6. 特別損失			21,542			2,343
(1) 固定資産処分損		1,873			2,313	
(2) 減損損失		15,160			30	
(3) その他の特別損失		4,509			—	
税金等調整前当期利益			44,160			33,504
法人税住民税及び事業税			16,350			1,926
法人税等調整額			▲17,247			7,691
法人税等合計			▲896			9,618
当期利益			45,057			23,886
当期剰余金			45,057			23,886

グループの概況

7. 連結注記表

令和3年度

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数：1社
連結子会社の名称：有限会社 多賀協同サービス
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法適用の関連法人はありません。
- (3) 連結される子会社及び子会社等の事業年度に関する事項
連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。
- (4) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの残高はありませんので、適用していません。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうちの当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 その他有価証券
 - ① 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ② 時価のないもの：移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 購入品：総平均法による原価法
 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
 その他の棚卸資産：最終仕入原価法による原価法
 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。
 取得価額が30万円未満の少額減価償却資産については、租税特別措置法等の規定にもとづき本年度一括償却しております。

グループの概況

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しています。

（４）引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（５）消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、５年間で均等償却を行っています。

（６）計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しています。

グループの概況

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

3. 表示方法の変更に関する注記

会計上の見積りに関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日）を当事業年度より適用し、「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 34,971 千円（繰延税金負債控除前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積もりについては、令和 4 年 1 月に作成した事業計画書を基礎として、連結グループが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積もりは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積もりと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 15,160 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和 4 年 1 月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

グループの概況

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は13,114千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 12,894千円 車輛運搬具 220千円

(2) 担保に供している資産

定期預金800,000千円を為替決済の担保に、定期預金2,300千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 44,543千円

(4) 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,300千円です。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,300千円です。

(5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成13年1月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 373,314千円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める、不動産鑑定士による鑑定評価により算出しました。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、事業所を

グループの概況

基本にグルーピングし、業務外固定資産（遊休資産及び賃貸資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店、購買店舗は組合全体の共用資産としております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
不動産管理・ 介護センター事務所	営業用店舗	土地及び建物	
旧水木支店	遊休資産	土地及び建物	業務外固定資産
増田床屋	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

不動産管理・介護センター事務所については当該事務所の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識しました。

また、旧水木支店については遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

さらに、業務外固定資産である増田床屋については著しい下落等により、減損の兆候に該当しており、帳簿価額を回収可能額まで減損し、その差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

不動産管理・介護センター事務所	6,489千円（建物 319千円、土地6,169千円）
旧水木支店	8,406千円（建物4,359千円、土地4,046千円）
増田床屋	265千円（土地 265千円）

④ 回収可能価額の算定方法

不動産管理・介護センター事務所・増田床屋の固定資産の回収可能価額については正味売却価可能価額を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額に基づき算定しています。

旧水木支店の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は売買契約額に基づき算定しています。

7. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預け、運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

借入金、茨城県信用農業協同組合連合会からの借入金です。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

グループの概況

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.08%上昇したものと想定した場合には、経済価値が19,720千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

グループの概況

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	22,971,613	22,971,869	255
貸出金	11,903,715	12,244,393	340,677
資 産 計	34,875,329	35,216,263	340,933
貯 金	33,732,682	33,737,573	4,890
負 債 計	33,732,682	33,737,573	4,890

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資（＊１）	479,144
合計	479,144

（＊１）外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

グループの概況

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	22,971,613	—	—	—	—	—
貸出金（※1）	653,302	580,995	560,398	541,592	526,612	9,038,513
合計	23,624,916	580,995	560,398	541,592	526,612	9,038,513

（※1）貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）8,370千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（※1）	32,880,063	275,798	481,096	51,700	44,023	—
合計	32,880,063	275,798	481,096	51,700	44,023	—

（※1）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	52,521千円
子会社からの退職給付債務	414千円
退職給付費用	12,010千円
退職給付の支払額	▲2,544千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲7,418千円
期末における退職給付引当金	54,983千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	161,608千円
特定退職金共済制度	▲106,625千円
退職給付引当金	54,983千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	12,010千円
退職給付費用	12,010千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、

グループの概況

旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 2,712 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 3 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、29,225 千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

退職給付に係る負債	15,230 千円
賞与引当金	1,024 千円
未払年度未賞与	764 千円
減価償却（減損損失分）	9,250 千円
土地（減損損失分）	5,928 千円
役員退職慰労引当金	2,171 千円
未払事業税	979 千円
その他	489 千円
繰延税金資産小計	35,838 千円
評価性引当額	▲866 千円
繰延税金資産合計（A）	34,971 千円

繰延税金負債

全農適格合併みなし配当	▲7 千円
繰延税金負債合計（B）	▲7 千円

繰延税金資産の純額（A）＋（B） 34,964 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.7%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲9.3%
住民税均等割額	0.9%
評価性引当額の増減	▲29.9%
その他	5.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	▲2.0%

10. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

当組合の日立南部葬祭場は、設置の際に日立市との不動産賃貸契約を締結しており、賃貸期間終了における原状回復にかかる義務を有しております。しかし、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は35,377 千円です。

グループの概況

7. 連結注記表

令和4年度

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数：1社
連結子会社の名称：有限会社 多賀協同サービス
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法適用の関連法人はありません。
- (3) 連結される子会社及び子会社等の事業年度に関する事項
連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。
- (4) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの残高はありませんので、適用していません。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうちの当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
その他有価証券
 - ① 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ② 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
購買品：総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他の棚卸資産：最終仕入原価法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
取得価額が30万円未満の少額減価償却資産については、租税特別措置法等の規定にも

グループの概況

とづき本年度一括償却しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

（4）引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（5）収益及び費用の計上基準

主要な事業における収益の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識して

グループの概況

おります。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 葬祭事業

葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 農業事業

組合員の委託に基づき農地等を利用して行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農業を行う義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、生産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う（又は提供する）事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑥ 介護事業

組合員の必要な医療サービス及び福祉サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種サービスの利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

グループの概況

- (7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。
- (8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。並びに、葬祭事業収益のうち、当組合が代理人として葬祭利用高に関与している場合には、純額で収益を認識して、葬祭事業収益に含めて表示しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の購買事業収益が 1,587 千円、購買事業費用が 1,587 千円減少、葬祭事業収益が 6,033 千円、葬祭事業費用が 6,033 千円減少しております。これによる当事業年度の事業利益、経常利益及び税引前当期利益への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産の回収可能性）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 27,271 千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積もりについては、令和 5 年 1 月に作成した事業計画書を基礎として、連結グループが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積もりは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。

グループの概況

よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積もりと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 30千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は13,064千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 12,894千円 車両運搬具 170千円

(2) 担保に供している資産

定期預金800,000千円を為替決済の担保に、定期預金2,200千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 40,237千円

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権はありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

グループの概況

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

(5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 平成 13 年 1 月 31 日
- 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 422,966 千円
- 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産（遊休資産及び賃貸資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店、購買店舗は組合全体の共用資産としています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
不動産管理センター・ 介護センター事務所	営業用店舗	土地及び建物	

② 減損損失の認識に至った経緯

不動産管理センター・介護センター事務所については当該店舗の営業収支が 2 期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

不動産管理センター・介護センター事務所 30 千円（土地 29 千円 建物 0 千円）

④ 回収可能価額の算定方法

不動産管理・介護センターの固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額に基づき算定しています。

グループの概況

(2) 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、22千円の棚卸評価損が含まれています。

7. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預け、運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.26%上昇したものと想定した場合には、経済価値が42,469千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

グループの概況

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

（１）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	24,140,602	24,135,979	▲4,623
貸出金	12,880,422	12,984,441	104,019
資 産 計	37,021,024	37,120,420	99,396
貯 金	35,805,494	35,801,140	▲4,354
負 債 計	35,805,494	35,801,140	▲4,354

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

グループの概況

(3) 市場価格のない株式は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

	(単位：千円)
	貸借対照表計上額
外部出資	479,144
合計	479,144

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

		(単位：千円)				
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	24,140,602	—	—	—	—	—
貸出金(*1)	651,220	614,941	595,876	582,099	570,641	9,865,642
合計	24,791,823	614,941	595,876	582,099	570,641	9,865,642

(*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）9,087千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

		(単位：千円)				
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	34,156,914	742,828	835,873	23,939	45,938	—
合計	34,156,914	742,828	835,873	23,939	45,938	—

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	54,983千円
退職給付費用	18,228千円
退職給付の支払額	▲756千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲7,885千円
期末における退職給付引当金	64,569千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	178,354千円
特定退職金共済制度	▲113,785千円
退職給付引当金	64,569千円

グループの概況

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	18,228千円
退職給付費用	18,228千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金3,155千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、31,867千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	17,885千円
賞与引当金	914千円
未払年度末賞与	1,082千円
減価償却（減損損失分）	451千円
役員退職慰労引当金	2,779千円
税務上の繰越欠損金	4,060千円
その他	495千円
繰延税金資産小計	27,671千円
評価性引当額	▲399千円
繰延税金資産合計（A）	27,271千円

繰延税金負債

全農適格合併みなし配当	▲7千円
繰延税金負債合計（B）	▲7千円

繰延税金資産の純額（A）＋（B） 27,264千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.7%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲8.9%
住民税均等割額	2.1%
評価性引当額の増減	▲1.4%
その他	5.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.7%

10. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

グループの概況

1 1. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

当組合の日立南部葬祭場は、設置の際に日立市との不動産賃貸契約を締結しており、賃貸期間終了における原状回復にかかる義務を有しております。しかし、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2) 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は35,291千円です。

グループの概況

8. 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和 3 年度	令和 4 年度
(資本剰余金の部)	—	—
1 資本剰余金期首残高	—	—
2 資本剰余金増加高	—	—
資本準備金の積立による増加	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
資本準備金の取崩による減少	—	—
4 資本剰余金期末残高		
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	1,331,735	1,376,782
2 利益剰余金増加高	49,709	23,907
当期剰余金	45,057	23,886
土地再評価差額金の取崩による増加	4,652	21
持分比率変更による増加	—	—
3 連結剰余金減少額	4,662	4,864
当期損失金	—	—
支払配当金	4,662	4,864
役員賞与金	—	—
土地再評価差額金の取崩による減少	—	—
持分比率変更による減少	—	—
4 連結剰余金期末残高	1,376,782	1,395,826

9. 農協法に基づく開示債権

農協法に基づく開示債権は、子会社において農協法に基づく開示債権がないため、当組合単体の農協法に基づく開示債権と同額です。

グループの概況

10. 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：千円)

区 分	項 目	令和 3 年度	令和 4 年度
信 用 事 業	事 業 収 益	270,478	260,688
	経 常 利 益	234,088	222,874
	資 産 の 額	35,117,745	37,268,492
共 済 事 業	事 業 収 益	70,272	65,897
	経 常 利 益	68,167	63,706
	資 産 の 額	14	13
農 業 関 連 事 業	事 業 収 益	27,146	26,682
	経 常 利 益	7,141	6,036
	資 産 の 額	2,658	2,347
そ の 他 事 業	事 業 収 益	254,044	223,847
	経 常 利 益	108,996	98,611
	資 産 の 額	16,024	20,431
計	事 業 収 益	621,942	577,115
	経 常 利 益	418,393	391,228
	資 産 の 額	35,136,442	37,291,284

連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和5年1月末における連結自己資本比率は、13.62%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	日立市多賀農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	241,823千円（前年度231,637千円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

メモ

Handwriting practice area with horizontal dashed lines.

自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目		令和 4 年度	令和 3 年度
コア資本にかかる基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額		1,629,990	1,596,802
うち、出資金及び資本剰余金の額		241,823	231,637
うち、再評価積立金の額		—	—
うち、利益剰余金の額		1,395,826	1,376,783
うち、外部流出予定額 (▲)		5,059	10,881
うち、上記以外に該当するものの額		▲ 2,601	▲ 737
コア資本に算入される評価・換算差額等		—	—
うち、退職給付に係るものの額		—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		—	—
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		—	—
うち、適格引当金コア資本算入額		—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
うち、回転出資金の額		—	—
うち、上記以外に該当するものの額		—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		58,062	87,097
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)		1,688,051	1,683,899
コア資本にかかる調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		137	640
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額		—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額		137	640
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		—	—
適格引当金不足額		—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—	—
退職給付に係る資産の額		—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額		—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—

自己資本の構成に関する事項

項 目		令和 4 年度	令和 3 年度
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		—	—
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		137	640
自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）		1,687,915	1,683,259
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		11,582,171	11,727,157
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	569,897	494,756
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	▲ 75,236	▲ 150,406
	うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	645,132	645,162
	うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		806,312	825,706
信用リスク・アセット調整額		—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額（二）		12,388,483	12,552,864
連結自己資本比率			
連結自己資本比率（（ハ）／（二））		13.62	13.41

(注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号）に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	87,669	—	—	114,836	—	—
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び 中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	281,675	—	—	410,196	—	—
外国の中央政府等以外の公 共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商 品取引業者向け	23,101,285	4,620,257	184,810	24,231,302	4,846,261	193,850
法人等向け	74,647	74,647	2,986	59,337	59,337	2,373
中小企業等向け及び 個人向け	152,135	63,150	2,526	153,616	69,101	2,764
抵当権付住宅ローン	6,206,161	2,162,605	86,504	6,465,068	2,253,147	90,126
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	2,848	4,272	171	—	—	—
取立未済手形	3,871	774	31	1,566	313	13
信用保証協会等保証付	2,782,213	277,987	11,119	3,289,622	328,364	13,135
株式会社地域経済活性化支 援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	56,844	56,844	2,274	56,844	56,844	2,274
（うち出資等のエクスポ ージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち重要な出資のエク スポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	3,198,155	3,821,459	152,858	3,268,640	3,248,437	129,937
（うち他の金融機関等の 対象資本等調達手段のう ち対象普通出資等及びそ の他外部T L A C 関連調 達手段に該当するもの以 外のものに係るエクスポ ージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は 農業協同組合連合会の対 象資本調達手段に係るエ クスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち特定項目のうち調 整項目に算入されない部 分に係るエクスポージャ ー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権 の百分の十を超える議決 権を保有している他の金 融機関等に係るその他外 部T L A C 関連調達手段 に関するエクスポージャ ー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権 の百分の十を超える議決 権を保有していない他の 金融機関等に係るその他 外部T L A C 関連調達手 段に係る5%基準額を上 回る部分に係るエクスポ ージャー）	—	—	—	—	—	—

自己資本の充実度に関する事項

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
(うち上記以外のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし 計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンドレート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	645,162	25,806	—	645,132	25,805
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	—	—	—	—	75,236	3,009
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	35,947,504	11,727,157	469,086	38,051,027	11,582,171	463,287
CVARリスク相当額 ÷ 8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	35,947,504	11,727,157	469,086	38,051,027	11,582,171	463,287
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
	825,706		33,028	806,312		32,252
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
	12,552,864		502,115	12,388,483		495,539

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項

リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.8）をご参照ください。

標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s）
S & Pグローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

（イ）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー （長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー （短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

		令和 3 年度					令和 4 年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国 内		35,947,504	11,909,255	—	—	2,848	38,051,027	12,885,498	—	—	—
国 外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		35,947,504	11,909,255	—	—	2,848	38,051,027	12,885,498	—	—	—
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	23,627,727	100,271	—	—	—	24,705,326	50,157	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	151,637	84,893	—	—	—	134,621	67,877	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	281,675	281,675	—	—	—	410,196	410,196	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		11,442,417	11,442,417	—	—	2,848	12,357,267	12,357,267	—	—	—
その他		444,048	—	—	—	—	443,617	—	—	—	—
業種別残高計		35,947,504	11,909,255	—	—	2,848	38,051,027	12,885,498	—	—	—
1 年以下		23,031,905	60,091	—	—		24,134,357	28,550	—	—	
1 年超 3 年以下		100,174	100,174	—	—		97,139	97,139	—	—	
3 年超 5 年以下		145,178	145,178	—	—		151,577	151,577	—	—	
5 年超 7 年以下		425,142	425,142	—	—		318,405	318,405	—	—	
7 年超 10 年以下		239,001	239,001	—	—		300,336	300,336	—	—	
10 年超		10,867,662	10,867,662	—	—		11,818,654	11,818,654	—	—	
期限の定めのないもの		1,138,443	72,008	—	—		1,230,561	170,838	—	—	
残存期間別残高計		35,947,504	11,909,255	—	—		38,051,027	12,885,498	—	—	

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

信用リスクに関する事項

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度					令和 4 年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
一般貸倒引当金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個別貸倒引当金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度						令和 4 年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
国 内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法 人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用リスクに関する事項

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

		令和 3 年度			令和 4 年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 勘案 削減 効果	リスク・ウェイト0%	—	408,938	408,938	—	566,249	566,249
	リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	2,779,866	2,779,866	—	3,283,634	3,283,634
	リスク・ウェイト20%	—	23,200,676	23,200,676	—	24,318,452	24,318,452
	リスク・ウェイト35%	—	6,174,239	6,174,239	—	6,433,415	6,433,415
	リスク・ウェイト50%	—	—	—	—	1,142,437	1,142,437
	リスク・ウェイト75%	—	63,078	63,078	—	72,876	72,876
	リスク・ウェイト100%	—	3,540,721	3,540,721	—	2,456,796	2,456,796
	リスク・ウェイト150%	—	2,848	2,848	—	—	—
	リスク・ウェイト250%	—	422,300	422,300	—	422,300	422,300
その他		—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—	—	—	—
計		—	36,592,666	36,592,666	—	38,696,160	38,696,160

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p.8)をご参照ください。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

	令和 3 年度			令和 4 年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	3,117	79,208	—	1,088	72,222	—
抵当権付住宅ローン	—	8,105	—	—	7,257	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	8,206	—	—	1,148,542	—
合 計	3,117	95,520	—	1,088	1,228,021	—

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

オペレーショナル・リスクに関する事項**オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要**

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.8）をご参照ください。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p.8)をご参照ください。

出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	479,144	479,144	479,144	479,144
合計	479,144	479,144	479,144	479,144

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：千円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容(p.83)をご参照ください。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当 期 末	前 期 末	当 期 末	前 期 末
1	上方パラレルシフト	177	243	31	17
2	下方パラレルシフト	—	—	2	—
3	スティープ化	162	218		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	19	14		
6	短期金利低下	13	—		
7	最大値	177	243	31	17
		当 期 末		前 期 末	
8	自己資本の額	1,674		1,672	

財務諸表等の正確性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は、当ＪＡの令和４年２月１日から令和５年１月３１日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に準拠して適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和５年５月３１日

日立市多賀農業協同組合

代表理事組合長 **和 知 裕 一**

会計監査人の監査

令和３年度及び令和４年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第３７条の２第３項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

法定開示項目掲載ページ一覧

農協法による開示基準対比での掲載ページは以下のとおりです。

【単体情報】

＜法定開示項目（農業協同組合施行規則第204条関係）＞

開示基準項目	掲載ページ
1. 概況及び組織に関する事項	
○業務の運営の組織	21
○理事及び監事の氏名及び役職名	21
○事務所の名称及び所在地	22
○特定信用事業代理業者に関する事項	22
○会計監査人の名称	22
2. 主要な業務の内容	16－19
3. 主要な業務に関する事項	
○直近の事業年度における事業の概況	6
○直近の5事業年度における主要な業務の概況	51
○直近の2事業年度における事業の概況	
＜主要な業務の指標＞	
・事業粗収益及び事業粗利益率	51
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	51
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	52
・受取利息及び支払利息の増減	52
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	53
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	53
＜貯金に関する指標＞	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	54
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	54
＜貸出金等に関する指標＞	55
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	55
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	55
・担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	56
・使途別の貸出金残高	57
・主要な農業関係の貸出実績	56
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	53
・貯貸率の期末値及び期中平均値	
＜有価証券に関する指標＞	60
・商品有価証券の種類別の平均残高	60
・有価証券の種類別の残存期間別の残高	60
・有価証券の種類別の平均残高	53
・貯証率の期末値及び期中平均値	
4. 業務の運営に関する事項	8－10
○リスク管理の体制	11
○法令遵守の体制	7
○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	
○次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項	
＜指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合＞	12
・手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称	

開示基準項目	掲載ページ
＜指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合＞	12－13
・苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	
5. 組合の直近2事業年度における財産の状況	24－27、48
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書	58
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・危険債権	
・三月以上延滞債権	
・貸出条件緩和債権	
・正常債権	
○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	58
○自己資本の充実の状況	
＜自己資本の充実の状況に関する開示項目＞	
●定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	15
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	15
・信用リスクに関する事項	70
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	74
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	76
・証券化エクスポージャーに関する事項	76
・オペレーショナル・リスクに関する事項	9
・出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	77
・金利リスクに関する事項	79
●定量的開示事項	
・自己資本の構成に関する事項	66－67
・自己資本の充実度に関する事項	68－69
・信用リスクに関する事項	71－73
・信用リスク削減手法に関する事項	75
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	76
・証券化エクスポージャーに関する事項	76
・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	77－78
・リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	68－69、78
・金利リスクに関する事項	80
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
・有価証券	60
・金銭の信託	60
・デリバティブ取引	60
・金融等デリバティブ取引	60
・有価証券店頭デリバティブ取引	60
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	54
○貸出金償却の額	54
○会計監査人の監査	123

農協法による開示基準対比での掲載ページは以下のとおりです。

【連結情報（組合及び子会社等）】

＜法定開示項目（農業協同組合施行規則第205条関係）＞

開示基準項目	掲載ページ
1. 組合及びその子会社等の概況	
○主要な事業の内容及び組織の構成	82
○組合の子会社等に関する事項	82
2. 組合及びその子会社等の主要な業務	
○直近の事業年度における事業の概況	82
○直近の5連結会計年度における主要な業務の概況	82
3. 直近の2連結会計年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	84-87,108
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	108
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・危険債権	
・三月以上延滞債権	
・貸出条件緩和債権	
・正常債権	
○自己資本の充実の状況	
＜自己資本の充実の状況に関する開示項目＞	
●定性的開示項目	
・連結の範囲に関する事項	82
・自己資本調達手段の概要	110
・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	110
・信用リスクに関する事項	116-119
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	119
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	121
・証券化エクスポージャーに関する事項	121
・オペレーショナル・リスクに関する事項	121
・出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	122
・金利リスクに関する事項	123
●定量的開示項目	
・自己資本の構成に関する事項	112-113
・自己資本の充実度に関する事項	114-115
・信用リスクに関する事項	117-119
・信用リスク削減手法に関する事項	119
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	121
・証券化エクスポージャーに関する事項	121
・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	122
・リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	114-115,122
・金利リスクに関する事項	123
○事業の種類ごとの経常収益の額、経常利益の額及び資産の額	109